

**金融商品取引業者等に対する
証券検査における指摘事例集**

平成 27 年 6 月

証券取引等監視委員会事務局

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査（証券検査）を行っています。証券検査を通じて、金融商品取引業者等が、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則った業務運営を行い、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すとともに、投資者が安心して投資を行える環境を保つようにしています。

証券監視委は、証券検査の結果、問題点が認められた金融商品取引業者等に対しては、問題点を指摘し、改善を求めるほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、金融庁長官等に対して行政処分等を求める勧告を行っています。

本事例集は、金融商品取引業者等のコンプライアンスの改善・向上に資するよう、金融商品取引業者等に対する証券検査に係る主な指摘事項を類型化して、簡潔な記述を加え取りまとめたものです。従来は、四半期に一度、証券監視委のウェブサイトにおいて公表していたものですが、平成 27 年度より、これに加えて新たに本事例集として指摘事例について取りまとめたものであり、今年度が初めての取組みです。

証券監視委としては、本事例集が、市場関係者の皆様方をはじめとする幅広い方々に読まれることにより、市場における自主的な規律の強化や、証券監視委の活動に対する理解の深化に役立つことを期待しています。

（注）本事例集に掲載した指摘事例は、平成 25 年度及び同 26 年度に証券監視委及び財務局長等が実施した証券検査において勧告・指摘を行った個別事例のうち的主要なものである。

平成 27 年 6 月

証券取引等監視委員会事務局

目次

第1	証券検査における指摘事例の傾向	1
I	証券検査の実施状況	1
1	第一種金融商品取引業者等に対する検査	1
2	第二種金融商品取引業者に対する検査	1
3	投資助言・代理業者に対する検査	1
4	投資運用業者等に対する検査	2
5	金融商品仲介業者に対する検査	2
II	勧告事案における法令違反の状況	2
第2	指摘事例	7
I	第一種金融商品取引業者	7
1	顧客勧誘の状況に係る事項	7
	➢ 著しく杜撰な業務管理〔金商法第51条〕	7
	➢ 投資信託・債券間の不適切な乗換勧誘〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	8
	➢ 仕組債の販売勧誘に係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	9
	➢ 不十分な社債販売態勢〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	9
2	売買管理・審査態勢に係る事項	10
	➢ 売買審査態勢の不備①〔金商法第51条〕	10
	➢ 売買審査態勢の不備②〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	11
	➢ 法人関係情報に係る営業管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	11
	➢ 法人関係情報に係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	11
	➢ 空売り規制違反〔金商法第162条第1項第1号〕	12
3	財産・経理等に係る事項	12
	➢ 純財産額が法定の基準に満たない状況〔金商法第52条第1項第3号（同法第29条の4第1項第5号口に該当することとなったとき）〕	12
	➢ 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準に満たない状況等〔金商法第46条の6第1項及び第2項、第50条第1項並びに第52条第1項第3号（同法第29条の4第1項第5号口に該当することとなったとき）〕	13
4	その他業務運営に係る事項	13
	➢ 円LIBORに係る不適切な行為〔金商法第51条〕及び顧客に関する非公開情報の受領〔金商法第44条の3第1項第4号に基づく金商業等府令第153条第1項第7号〕	13
	➢ 厚生年金基金の役職員に対する特別の利益提供〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号〕	14
	➢ 投資信託等の解約意向に係る不十分な苦情管理態勢〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	14
	➢ スリッページの取扱いに係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	15

> システムリスク管理態勢の不備①〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号〕	15
> システムリスク管理態勢の不備②〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	16
> 未登録者による外務員行為〔金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 2 項〕	16
> 反社会的勢力との関係遮断のための態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	16
> 疑わしい取引の届出の未実施〔犯収法第 8 条第 1 項〕	17
II 第二種金融商品取引業者	18
○ M R I インターナショナル事案を踏まえた検証	18
> M R I インターナショナル事案の概要	18
1 顧客勧誘の状況に係る事項	21
> ファンドの取得勧誘に係る虚偽告知①〔金商法第 38 条第 1 号〕	21
> ファンドの取得勧誘に係る虚偽告知②〔金商法第 38 条第 1 号〕	21
> ファンドの取得勧誘に係る虚偽告知③〔金商法第 38 条第 1 号〕	21
> ファンドの取得勧誘に係る重要な事項に関する誤解表示〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕	22
> ファンドの取得勧誘に係る虚偽表示〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕	23
> 顧客交付書面の作成に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	23
> 不十分な販売管理態勢〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	23
2 ファンド出資金の管理に係る事項	24
> 分別管理が確保されていない状況におけるファンド持分の取得勧誘	24
> 分別管理が確保されていない状況におけるファンド持分の取得勧誘等	24
> 分別管理が確保されていない状況におけるファンド持分の取得勧誘及び当局への虚偽報告〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕	25
3 内部管理態勢に係る事項	26
> 報告徴取命令に対する虚偽報告等〔金商法第 47 条の 2 及び第 52 条第 1 項第 6 号〕	26
> 不正な手段により登録を受けた行為〔金商法第 29 条の 4 第 1 項柱書き及び第 52 条第 1 項第 5 号〕及び金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況〔金商法第 47 条の 2 及び第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ニに該当することとなったとき）〕	26
III 投資助言・代理業者	28
1 顧客勧誘の状況に係る事項	28
> 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示〔金商法第 37 条第 2 項〕	28
2 顧客管理態勢に係る事項	29
> 顧客への利益提供〔金商法第 41 条の 2 第 5 号〕	29
3 内部管理態勢に係る事項	29

>	業務停止命令違反〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕	29
>	報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕	30
>	無登録の海外外国為替証拠金取引業者の推奨〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	30
IV	投資運用業者	32
○	投資一任業者に対する集中的な検査	32
1	顧客勧誘及び運用状況等の報告に係る事項	33
>	投資一任契約の締結に係る重要な事項に関する誤解表示〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕	33
>	投資一任契約に係る忠実義務違反〔金商法第 42 条第 1 項〕	34
>	事実と異なる運用報告書の顧客への交付〔金商法第 42 条第 2 項及び第 42 条の 7 第 1 項〕	34
>	無登録の海外運用会社が行う取得勧誘に該当するおそれのある行為への関与〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	35
2	運用業務に係る事項	35
>	投資一任契約に係る善管注意義務違反〔金商法第 42 条第 2 項〕	36
>	船舶関連私募債の売買に関する公益又は投資者保護上重大な問題〔金商法第 42 条第 1 項、第 51 条〕	36
>	不適切な運用モニタリング〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	39
3	その他業務運営に係る事項	39
>	年金基金関係者に対する特別の利益提供〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕	39
>	純財産額を適切に把握していない状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	40
>	商品開発態勢に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	40
>	投資信託の販売用資料に関する審査態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕	40
V	無登録で（登録業務の範囲を逸脱して）金融商品取引業を行う業者等	42
1	無登録で株式等の募集又は私募の取扱い等（第一種金融商品取引業）を行っている状況〔金商法第 29 条〕	42
>	外国投資証券等の募集又は私募の取扱いに係る無登録営業	42
>	外国投資証券の募集又は私募の取扱いに係る無登録営業①	44
>	外国投資証券の募集又は私募の取扱いに係る無登録営業②	44
>	店頭デリバティブ取引の媒介に係る無登録営業	45
>	外国株式の募集の取扱い等に係る無登録営業	46
>	外国証券等の募集又は私募の取扱いに係る無登録営業	46
>	社債の私募の取扱いに係る無登録営業	47
2	無登録でファンド等の募集又は私募の取扱い（第二種金融商品取引業）を行っている状況〔金商法第 29 条〕	47
>	ファンドの私募の取扱いに係る無登録営業及び金融商品取引業を適確に遂行するに足りる	

人的構成を有しない状況〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ニに該当することとなったとき）〕	47
➤ ファンドの私募に係る無登録営業及びファンドの運用に係る投資者保護上重大な問題〔金商法第 51 条〕	48
3 無登録業者に名義貸しを行っている状況〔金商法第 36 条の 3〕	50
➤ a 社（投資助言・代理業者）	50
➤ b 社（投資助言・代理業者）	50
➤ c 社（投資助言・代理業者）	50
VI 投資者保護上重大な問題（資金流用等）が認められた業者	52
➤ a 社（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）	52
➤ b 社（第二種金融商品取引業者）	53
➤ c 社（第二種金融商品取引業者）	54
➤ d 社（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者）	55
➤ e 社（投資運用業者、第二種金融商品取引業者）	56
➤ f 社（第二種金融商品取引業者）	57
➤ g 社（第二種金融商品取引業者）	58
➤ h 社（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）	59
➤ i 社（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）	60

凡例

- ・ 「金商法」とは、金融商品取引法を指す。
- ・ 「金商法施行令」とは、金融商品取引法施行令を指す。
- ・ 「金商業等府令」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令を指す。
- ・ 「犯収法」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律を指す。
- ・ 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。

第1 証券検査における指摘事例の傾向

I 証券検査の実施状況

平成26年度においては、266件（着手ベース）（延べ381件^{（注）}）の検査を実施し、前年度分からの継続分も含めて277件について検査を終了した。法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた105業者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた16件について、行政処分を求める勧告を行った。また、適格機関投資家等特例業務届出者等による重大な法令違反等が認められた17件について、検査結果等の公表を行った。

各業態別の検査の実施状況は以下のとおりとなっている。

（注）延べについては、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、当該登録を受けている全ての業務の種別に計上している。

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成26年度に検査を終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。）は計87業者であり、このうち36業者において問題点が認められた。これら36業者の問題点のうち、不公正取引に関するものが7業者、投資者保護に関するものが16業者、財産・経理等に関するものが5業者、その他業務運営に関するものが18業者となっている。このうち3業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成26年度に検査を終了した第二種金融商品取引業者は計94業者であり、このうち28業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら28業者の問題点のうち、投資者保護に関するものが23業者、財産・経理等に関するものが8業者、その他業務運営に関するものが17業者となっている。このうち5業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

3 投資助言・代理業者に対する検査

平成26年度に検査を終了した投資助言・代理業者は計38業者であり、このうち15業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら15業者の問題点のうち、投資者保護に関するものが11業者、その他業務運営に関するものが9業者となっている。このうち6業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行

政処分を求める勧告を行った。

4 投資運用業者等に対する検査

平成 26 年度に検査を終了した投資運用業者等（投資運用業者及び投資法人をいう。）は計 15 業者であり、このうち 5 業者において問題点が認められた。これら 5 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものが 1 業者、その他業務運営に関するものが 5 業者となっている。このうち 1 業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

5 金融商品仲介業者に対する検査

平成 26 年度に検査を終了した金融商品仲介業者は計 16 業者であり、このうち 3 業者において問題点が認められた。これら 3 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものが 2 業者、その他業務運営に関するものが 2 業者となっている。このうち 1 業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

II 勧告事案における法令違反の状況

平成 25 年度及び同 26 年度に勧告を実施した 34 件に係る法令違反（行政処分の発動要件に該当する場合を含む。）の状況は、表 4 のとおりとなっている。法令違反行為 86 件のうち、「変更登録を受けることなく無登録の金融商品取引業を行うこと」（金商法第 29 条違反。表中では「無登録募集等」）が 9 件と最も多く、次いで、「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」（金商法第 52 条第 1 項第 9 号に該当。表中では「金商業に関する不正行為等」）が 8 件となっている。

表 1 検査終了件数

(単位：件)

区 分	22年4月 ～23年3月	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月
検査終了件数	210	186	170	283	277
金融商品取引業者	171	141	112	230	232
第一種金融商品取引業者	100	90	50	63	86
第二種金融商品取引業者	18	12	18	81	94
投資助言・代理業者	35	32	38	40	38
投資運用業者	18	7	6	46	14
登録金融機関	28	27	31	14	1
適格機関投資家等特例業務届出者	2	5	14	22	24
金融商品仲介業者	1	9	6	10	16
信用格付業者	0	2	5	0	0
自主規制機関等	1	0	0	3	0
投資法人	7	2	1	3	1
その他	0	0	1	1	3

(注)「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度以前着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

表2 勧告実施件数

(単位：件)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
証券検査の結果に基づく勧告	19	16	18	18	16
証券監視委の行った検査に基づく勧告	4	7	7	6	5
財務局長等の行った検査に基づく勧告	15	9	11	13	11

(注) 平成25年度の検査結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局長等が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局等にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

表3 問題点が認められた業者等の数

区 分	22年4月 ～23年3月	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月
問題点が認められた業者等の数	105	87	102	118	105
不公正取引に関するもの	9	7	6	5	7
投資者保護に関するもの	45	46	52	65	71
財産・経理等に関するもの	18	31	11	9	19
その他業務運営に関するもの	71	58	71	69	52

(注1) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

表4 法令違反行為別の指摘件数

法令違反行為 (注1)	業 態				合 計
	第一種	第二種	投資助言・ 代理業	投資運用業	
無登録募集等		1	8		9
人的構成を有しない状況		4	1		5
法定純財産額に満たない状況	2			1	3
標識の未揭示等			1		1
無登録業者に対する名義貸し		2	3		5
事実に相違する広告等			1		1
契約締結前交付書面の記載不備		2	1		3
契約締結時交付書面の記載不備		2	1		3
顧客に対する虚偽告知		6		1	7
特別の利益の提供	1			1	2
重要な事項に関する誤解表示				1	1
顧客資産の分別保管の未実施		3			3
顧客への利益提供			1		1
忠実義務違反				3	3
善管注意義務違反				1	1
運用報告書の虚偽記載				1	1
非公開情報の受領	1				1
帳簿書類の未作成・未保存			2		2
虚偽の事業報告書の提出等		4	1	1	6
自己資本規制比率の法定基準未 満等	1				1
届出事項の未届出等	1		2		3
業務の運営等に問題のある行為	4	1	1		6
報告徴取命令の虚偽報告等		5	1		6
業務停止命令違反			1		1
不正の手段による登録		1			1
金商業に関する不正行為等(注2)		8			8
未登録者による外務員行為	(注3) 1				1
検査忌避		1			1
合 計	11	40	25	10	86

(注1) 法令違反行為の件数は、平成25年度及び同26年度に勧告を行った業者等の数としている。

証券検査の実施状況・勧告事案における法令違反の状況

(注2)「金商業に関する不正行為等」(金商法第52条第1項第9号)の具体例は、「IV 投資者保護上重大な問題(資金流用等)が認められた業者」を参照。

(注3)「未登録者による外務員行為」は、金融商品仲介業者の法令違反。

第2 指摘事例

I 第一種金融商品取引業者

1 顧客勧誘の状況に係る事項

➤ 著しく杜撰な業務管理〔金商法第51条〕

【概要（勧告事案）】

当社は、事業会社の従業員を当社の歩合外務員として採用するほか、同社の事務所の一部に当社の営業所を開設して、社債の私募の取扱いを行わせていたが、社債の勧誘を行った顧客の人数を把握していないほか、同社の者に顧客の個人情報を閲覧させるなど、当社の業務管理が著しく杜撰な状況の下で社債の販売業務が行われていた。

【検査結果の要旨】

当社は、4か月間にわたって、A合同会社及びB合同会社が発行する社債（以下「本件社債」という。）の私募の取扱いを行い、15顧客に対し16件、計5000万円の販売を行った。

本件社債を発行するA合同会社及びB合同会社は、質屋事業を営むC社の発行する社債に投資することを事業目的としており、C社の発行する社債からの利払いを収入源とし、当該収入により、本件社債の利払いを行うこととしている。

当社は、本件社債の勧誘・販売を行う営業員がいなかったことから、C社と密接な関係を有する名古屋の事業会社の従業員を当社の歩合外務員として採用し、当該事業会社の事務所の一部に当社の名古屋営業所を開設して、本件社債の販売・勧誘を行わせていた。しかしながら、当社には、

- (1) 本件社債は私募であるにもかかわらず、営業員が本件社債の勧誘を行った人数を把握していない、
- (2) 当社の役職員ではないA合同会社の代表社員に当社の営業日報を渡し、顧客に係る個人情報等を閲覧させている、
- (3) 同営業所が当社の知らない間に閉鎖され、同営業所に保管されているべき業務書類等の所在が確認できない、

等の事実が認められて、業務管理が著しく杜撰な状況の下で本件社債の販売業務が行われていた。

さらに、契約締結前交付書面の未交付や個人情報等の管理不備などの法令違反行為等も認められ、当社の業務管理は著しく杜撰な状況であった。

※ 他の法令違反行為（純財産額が法定の基準に満たない状況）と併せて勧告（第2-

I - 3 参照)

➤ 投資信託・債券間の不適切な乗換勧誘〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、投資信託と債券との2商品間の乗換勧誘に際し、商品特性を踏まえたモニタリングを行わず、不適切な勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、甲ブラジルリアル建投資信託（米国の社債券への投資運用）と乙ブラジルリアル建世銀債券の2商品について、多数の顧客に対して、甲から乙への乗換勧誘を行う一方で、他の多数の顧客に対して、乙から甲への乗換勧誘を行っている。

上記2商品は、投資信託と債券という異なる金融商品ではあるものの、乗換えに際して顧客には各種手数料が生じるとともに、いずれもブラジルリアルに係る為替リスクを負う商品であることから、投資家が合理的な投資を行うためには、その乗換勧誘に当たって、投資信託の乗換勧誘の場合と同様に、商品の特性や乗換えに係る費用等について、十分な説明が必要であると考えられる。

しかしながら、当社においては、投資信託及び外国債券のそれぞれの短期売却については制限されていたものの、異なる金融商品間の乗換えについては、商品の特性を踏まえたモニタリング等が行われておらず、また、2商品の特性が営業員に適切に周知されていなかったことから、顧客に対して、為替リスクに関する誤った説明に基づく勧誘が行われるなど、不適切な勧誘事例等が複数認められた。

※ 本件における「乗換勧誘」とは、現に保有している投資信託受益証券等の売付けに伴う投資信託受益証券等の買付け等に係る勧誘に限らず、現に保有している有価証券の売付け等に伴う有価証券の買付け等に係る勧誘をいう。

(留意点)

金融商品間の乗換勧誘の際には、売付商品と買付商品の商品特性、乗換えを行うことによるメリット・デメリット、乗換えに伴う手数料負担等を、顧客に適切に説明することが必要である。

証券会社等の中には、異なる金融商品間の乗換勧誘について、勧誘記録等を作成し上司の許可を求める、商品の特性を踏まえた制限を付す等の対応を行うことで顧客に対する適切な勧誘を担保している会社もみられる。

➤ 仕組債の販売勧誘に係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、仕組債の勧誘時には事前に本部の承認を得ることを定めているが、勧誘後に承認を求める事例が多数認められた。また、これに伴い、勧誘の相手方の人数を49名以下とするための管理を適切に行っていなかった。

【検査結果の要旨】

○ 顧客の適合性に係る審査前に販売勧誘が行われている状況等

当社は、営業員が顧客に対し仕組債の販売勧誘を行うときには、社内規則により、事前に本部に勧誘申告書（適合性等審査）を提出し、承認を得ることとしている。

しかしながら、営業員は、顧客への勧誘等を行い購入の意向が得られた段階（販売勧誘後）で、勧誘申告書を本部に提出しており、社内規則に違反している状況が常態化していた。

また、顧客の適合性を判断するための社内規則の整備が不十分な状況が認められた。

○ 私売出し仕組債の販売勧誘する際の相手方となる人数の管理が不適切な状況

当社は、営業員からの上記勧誘申告書の提出を受けて、本部において、同一の有価証券に係る勧誘人数を管理（49名以下）することとしている。

しかしながら、上記のとおり、営業員は、顧客への勧誘の結果、購入の意向を示さないときには勧誘申告書を提出していないことから、当社は営業員が販売勧誘を行った顧客の人数を適切に管理していなかった。

➤ 不十分な社債販売態勢〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、償還リスクが高まっている社債の販売に際し、営業員にリスクに関する情報や勧誘時の留意事項を伝達しておらず、営業員は不十分な認識のまま勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、償還リスクが高まっている社債の販売に際して、償還リスクが発生していること、CDSスプレッドが急拡大していること、流動性が低下していることなど社債の直近の具体的なリスクレベルを認識し得る情報や適正な勧誘を確保するための留意事項等を営業員に対して十分に伝達していなかったことから、営業員が当該社債のリスク等を十分に認識しないまま販売勧誘を行っていた。

2 売買管理・審査態勢に係る事項

➤ 売買審査態勢の不備①〔金商法第51条〕

【概要（勧告事案）】

当社は、市場デリバティブ取引の自己売買による相場操縦行為を看過し、取引所から当該自己売買につき2度の注意を受けていたにもかかわらず、売買審査態勢を適切に整備していなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、自己勘定による取引（以下「自己売買」という。）に係る不公正取引の審査を監査部売買審査課に行わせることとしていたが、同課は委託取引の売買審査で多忙であったことから、自己売買に係る売買審査を行っておらず、同課の課長から自己売買の審査を任されていたディーリング部長も、株券に係る市場デリバティブ取引について不公正取引のチェックという観点からはほとんど売買審査を行っていなかった。

こうした中、当社は、Aディーラーの約定させる意思がない発注等に対して、東京証券取引所（以下「東証」という。）から注意を受けたことから、Aディーラーに口頭注意を行うとともに、株券に係る市場デリバティブ取引について売買管理システムによる不公正取引の抽出を開始したものの、自己売買に係る売買審査態勢の抜本的な検証・見直しは行っておらず、Aディーラーによる相場操縦行為を看過するなど、不公正取引に係る検証は依然として不十分であった。

その後、当社は、東証から2度目の注意を受けたものの、担当課である売買審査課が自己売買の審査を行っていない等の状況は継続していた。

さらに、当社副社長（内部管理統括責任者）は、当社の売買審査の人員が不足している状況を知りながら、売買審査態勢の状況を確認しておらず、上記の東証による2度の注意を受けても、適切な売買審査態勢を整備していなかった。

（留意点）

証券会社は、市場仲介者としての機能に加えて、証券市場における自己売買等を行う市場プレーヤーとして、市場に流動性等をもたらすとともに、資金調達方法の多様化に貢献しているが、その際には、市場仲介者としての信頼を損なわないためにも高い自己規律の下での健全かつ適切な業務運営が求められている。

上記の状況は、自己売買についてチェックを行う売買審査の状況に重大な不備が認められるものであり、当該不備により現に相場操縦行為が看過されるなど、公益及び投資者保護上重大な問題があると認められる。

➤ 売買審査態勢の不備②〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日等の特定日の取引に着目した売買審査を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日などには引値保証取引などのために市場の公正な価格形成を歪める取引が行われる可能性があるにもかかわらず、特定日の取引に着目した売買審査や、大引け間際の発注手法や特定時間帯の関与率に着目した売買審査を行っていないなど、売買審査態勢に不備が認められた。

➤ 法人関係情報に係る営業管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、職員が社外の者から個人的に得た特定銘柄の増資等の情報を利用して投資勧誘を行っており、法人関係情報に係る営業管理態勢に不備が認められた。

【検査結果の要旨】

投資に関する情報を支店に提供する部署に所属する職員は、社外の者から個人的に入手したとみられる特定銘柄に係る情報（増資等）について、法人関係情報管理の観点から、より慎重に管理し、取り扱う必要があったにもかかわらず、それを怠り安易に一支店の支店長に対して、投資勧誘に利用することを前提に提供し、当該支店長は当該情報を利用した投資勧誘を行っていた。

➤ 法人関係情報に係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社において、法人関係情報について、登録遅延等の不適切な管理が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、入手した情報が法人関係情報に該当するか否かの判断について、課長等の判断を仰ぐこととされていたにもかかわらず、実際には大部分の情報が担当者限りで判断されていたことなどから、法人関係情報の該当性について深度ある確認が行われず、法人関係情報の登録遅延等の不適切な処理が認められた。

また、当社は既に法人関係情報が登録されている発行会社に関して、追加で法人関係情報の登録申請があったときには、新たに法人関係情報を登録するのではなく、既に登

録済みの法人関係情報の備考に追加情報として記録していたため、追加情報に係る関与者を正確に管理できていなかった。

➤ 空売り規制違反〔金商法第 162 条第 1 項第 1 号〕

【概要】

当社は、引値保証取引に伴う事前ヘッジ取引について、空売りを明示せず、実売りとして市場に発注していた。

【検査結果の要旨】

当社は、引値保証取引に伴い、当社グループ会社口座による事前ヘッジ取引を行っていたが、当該取引に当たり、担当者は、原資顧客の実売り注文であれば、当該取引も実売りとするればよいと誤解し、空売りの明示をすることなく、実売りとして市場に発注していた。また、当社コンプライアンス部門も十分にフォローしていなかった。

3 財産・経理等に係る事項

➤ 純財産額が法定の基準に満たない状況〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号口に該当することとなったとき）〕

【概要（勧告事案）】

当社の純財産額は、法定の基準（5000 万円）に満たない状況となっていた。

【検査結果の要旨】

当社は、具体的な返済計画や回収可能性を十分に議論しないまま実施した短期貸付金が回収不能となったこと等から、貸倒引当金を計上した。この結果、当社の純財産額は、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号口の規定に基づく金商法施行令第 15 条の 9 第 1 項に定める最低純財産額（5000 万円）に満たない状況となっていると認められた。

※ 他の法令違反行為（著しく杜撰な業務管理）と併せて勧告（第 2 - I - 1 参照）

- 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準に満たない状況等〔金商法第46条の6第1項及び第2項、第50条第1項並びに第52条第1項第3号（同法第29条の4第1項第5号口に該当することとなったとき）〕

【概要（勧告事案）】

当社の純財産額及び自己資本規制比率は、法令で定める基準（それぞれ5000万円・140%）を下回る状況となっていたが、当社はその事実を隠蔽していた。

【検査結果の要旨】

当社は、純財産額及び自己資本規制比率が法令で定める基準を下回る状況にあるにもかかわらず、その場合に法令で必要とされる当局への届出を行わず、また、その事実を隠蔽するために虚偽の純財産額等を基に自己資本規制比率を算出し、当局への月次の届出を行っていた。

4 その他業務運営に係る事項

- 円LIBORに係る不適切な行為〔金商法第51条〕及び顧客に関する非公開情報の受領〔金商法第44条の3第1項第4号に基づく金商業等府令第153条第1項第7号〕

【概要（勧告事案）】

当社トレーダー等は、金融機関による資金の調達・運用をする際に基準金利等となる極めて重要な金融指標である円LIBORについて、円LIBOR呈示担当者に対し、不適切な働きかけを行っていた。

また、当社チーフ・オペレーティング・オフィサーは、親法人等から顧客に関する非公開情報を受領していた。

【検査結果の要旨】

○ 円LIBORに係る不適切な行為

当社トレーダー等は、円LIBOR呈示担当者に対し、当該トレーダー等が行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるよう、LIBORを変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。

また、当社は、こうした働きかけを長期間にわたり看過し、当該行為を放置し適切な対応を行っていないなど、内部管理態勢に重大な不備が認められた。

○ 親法人等から顧客に関する非公開情報を受領する行為

当社チーフ・オペレーティング・オフィサー（以下「COO」という。）は、関連銀行の統合業務に係る統合会議に日常的に参加しており、銀行業務に関与している状況

にあった。このような状況において、銀行顧客に関する非公開情報をＣＯＯは複数回、当社チーフ・エグゼクティブ・オフィサーは１回受領していた。

また、当社コンプライアンス部は、ＣＯＯが銀行統合に関する会議へ参加していたこと及び親銀行から情報を入手していたことについて社内から報告を受けていたが、事実関係を何ら調査していないなど、当社の内部管理態勢に不備が認められた。

- 厚生年金基金の役職員に対する特別の利益提供〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕

【概要（勧告事案）】

当社は、厚生年金基金の理事長らに対して接待等を行い、金融商品取引契約につき多額の利益提供をしていた。

【検査結果の要旨】

厚生年金基金の役職員はみなし公務員であるところ、当社の年金ソリューション営業部は、以下のとおり 3 つの厚生年金基金の理事長らに対して接待等を行い、金融商品取引契約につき多額の利益提供をしていたことが認められた。

- (1) 2 年 3 か月の間に、A 厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に当社グループが組成した指数連動債等（以下「指数連動債等」という。）を組み入れさせる目的で、海外視察旅行の費用負担及び約 40 回の接待を行い、約 394 万円に相当する利益を提供した。
- (2) 2 年 1 か月の間に、B 厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に指数連動債等を組み入れさせる目的で、約 30 回の接待を行い、約 143 万円に相当する利益を提供した。
- (3) 2 年 7 か月の間に、C 厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に指数連動債等を組み入れさせる目的で、海外視察旅行の費用負担及び約 30 回の接待を行い、約 90 万円に相当する利益を提供した。

- 投資信託等の解約意向に係る不十分な苦情管理態勢〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、営業部店で投資信託等の解約意向を受け付けてくれないとの顧客の苦情が増加していたにもかかわらず、その原因を分析して経営陣に適切に報告するなどの対応を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社コンプライアンス部門は、営業部店で投資信託等の解約意向を受け付けてくれないとの顧客の苦情が増加していることを認識していたにもかかわらず、その発生原因を分析し、分析結果を経営陣に適切に報告し、顧客対応の改善や再発防止策の策定等に活用するなどの対応を行っていない状況が認められた。

➤ スリッページの取扱いに係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、証券CFD取引（店頭有価証券関連デリバティブ取引）において、不適切なスリッページの取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、証券CFD取引において、顧客の発注時に提示されていた価格と約定処理時の最新の価格を比較し、最新価格で約定する方が当社にとって有利な場合（顧客にとって不利な場合）には、スリッページが発生したとして最新価格で約定する一方、最新価格で約定する方が当社にとって不利な場合（顧客にとって有利な場合）には、スリッページを発生させず、顧客の発注時に提示されていた価格で約定するといった取扱いを行っていた。

➤ システムリスク管理態勢の不備①〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号〕

【概要】

当社は、システムの開発過程において一部のテストを実施していないほか、システム障害の再発防止策を適切に実施していないなど、システムリスク管理が不十分であった。

【検査結果の要旨】

- (1) システムの開発プロセスにおいて、要件定義を追加する際のテストケースの洗い出しの漏れや、一部業務フローでのユーザー受入テストの未実施、システムリスクの形式的な自己評価（担当者のテストへの出席等により判断）が認められた。
- (2) システム障害が発生する都度、その原因を分析し、再発防止策及び再発防止計画を策定しているものの、再発防止策等を適切に実施していないため、重ねてシステム障害を引き起こしていたことが認められた。
- (3) 顧客の利用等に影響がある又はそのおそれがあるシステム障害が発生しているにもかかわらず、当局への報告に漏れが認められた。

➤ システムリスク管理態勢の不備②〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、システムの外部委託先の定期評価を行っていないほか、システム障害を発生させた外部委託先に対して根本的な再発防止策の策定を指示していないなど、システムリスク管理が不十分であった。

【検査結果の要旨】

当社は、多くのシステムの開発・運用を外部に委託しており、社内規程において外部委託先の定期評価を実施することとしているにもかかわらず、これに即した対応が実施されていない。また、障害を発生させた外部委託先に対して、根本的な再発防止策を策定・実施するよう指示をしていないほか、他の外部委託先でも同様の原因でシステム障害が発生しないか確認を徹底していないため、システム障害が再発していた。

➤ 未登録者による外務員行為〔金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 2 項〕

【概要（勧告事案）】

当社は、外務員の登録を受けていない当社使用人に、投資信託の取得勧誘等の外務員の職務を行わせていた。

【検査結果の要旨】

当社は、外務員の登録を受けた者でなければ投資信託の取得勧誘等を行うことができないという認識があったにもかかわらず、外務員の登録を受けていない当社使用人に、当該取得勧誘等の外務員の職務を行わせていた。

※ 本件は、金融商品仲介業者の行った法令違反行為であるが、第一種金融商品取引業者にも関連する法令を準用しているため、本項に記載している。

➤ 反社会的勢力との関係遮断のための態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、既存顧客が反社会的勢力に該当しないかにつき審査するとしていたが、当該審査を実施していなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内規則を定め、1年ごとに既存顧客が反社会的勢力に該当していないか審査することとしていたにもかかわらず、当該規則の制定以降、当該審査を行っておらず、当社の反社会的勢力との関係遮断のための態勢に不備が認められた。

➤ 疑わしい取引の届出の未実施〔犯収法第8条第1項〕

【概要】

当社は、把握した疑わしい取引の届出を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、疑わしい取引の届出に係る社内の研修・周知等を約2年間にわたり行っておらず、また、担当部署は把握した疑わしい取引の届出を行っておらず、当社の疑わしい取引の届出に係る内部管理態勢に不備が認められた。

II 第二種金融商品取引業者

○ MRI インターナショナル事案を踏まえた検証

第二種金融商品取引業者が取り扱うファンドのうち、いわゆる「事業型ファンド」については、株式のように公衆縦覧型の開示書類を提出するなどの開示規制の対象となっていないことから、業者の顧客に対する相対の説明が極めて重要である。

こうした中、平成 25 年 4 月に行政処分勧告を行ったMRI INTERNATIONAL, INC.（第二種金融商品取引業者）は、一般の個人投資家に対し虚偽の説明・告知を行って多額の出資金を集め、その出資金を本来の事業に投資することなく、他の顧客に対する配当金・償還金の支払いに流用していたという極めて重大な問題が認められた。

このような状況を踏まえ、平成 25 年度以降、第二種金融商品取引業者の顧客に対する説明の適切性、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について重点的に検証を行ってきた。

その結果、顧客に対する虚偽の説明・告知（合理的根拠のない配当利回り等）、誤解させるような表示、分別管理が確保されていない状況や出資金の管理・運用が不適切な状況（流用、用途不明等）での勧誘行為、無登録業者に対する名義貸しなどの問題が認められた。

➤ MRI インターナショナル事案の概要

【概要（勧告事案）】

当社は、出資金の流用、顧客に交付する契約書等における虚偽の告知、当局に対する虚偽の内容の事業報告書の提出及び報告徴取命令に対する虚偽の報告を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、米国において行う診療報酬請求債権（以下「MARS」という。）の購入及び回収事業（以下「本事業」という。）から生じる利益の一部を配当することを内容とする権利の販売勧誘を行っていた。

- 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕

当社は、顧客に対し、出資金を信託口座で分別管理していると説明しているが、当該信託口座の入出金記録によれば、財産の分別管理は行われておらず、顧客の出資金は、本事業に用いられることなく、他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに充てられていた。

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第 1 号〕

当社の契約締結前交付書面、契約書等の内容を検証したところ、以下の虚偽のことを告げる行為が認められた。

ア 出資金の使途

当社は、自社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、「出資金はMARS購入及び回収事業にのみ充てられる」旨を告知していたところ、少なくとも平成23年以降、顧客からの出資金を他の顧客への配当金及び償還金の支払いに充てていた。

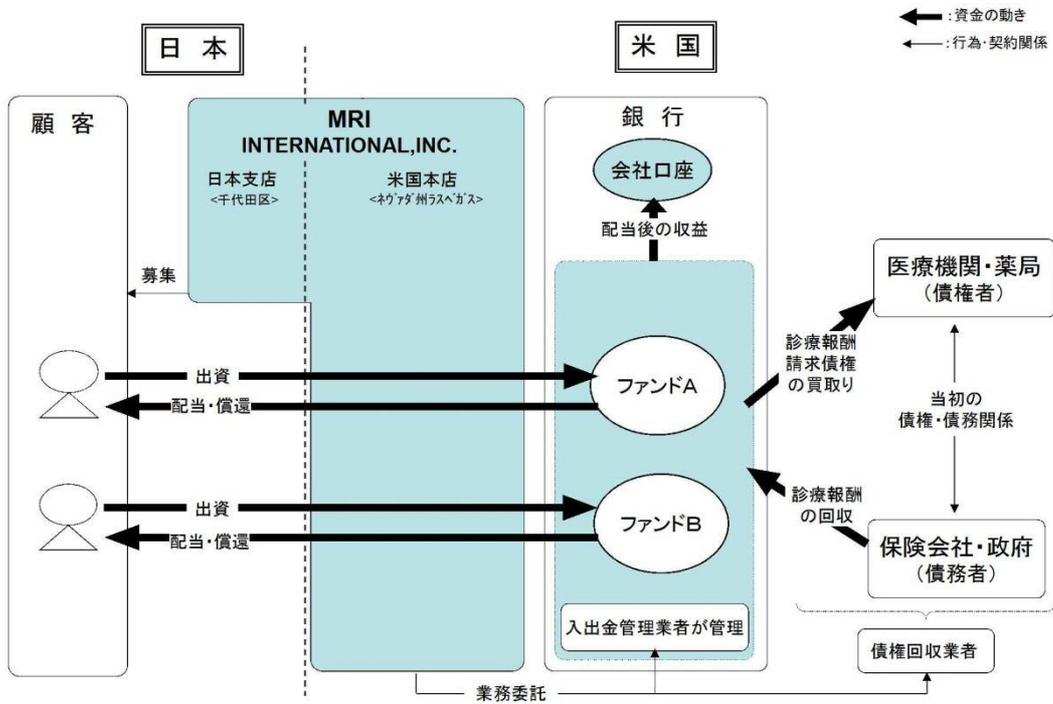
イ 配当金の支払い

当社は、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」旨を告知していたところ、少なくとも平成23年以降、顧客からの出資金を他の顧客への配当金の支払いに充てていた。

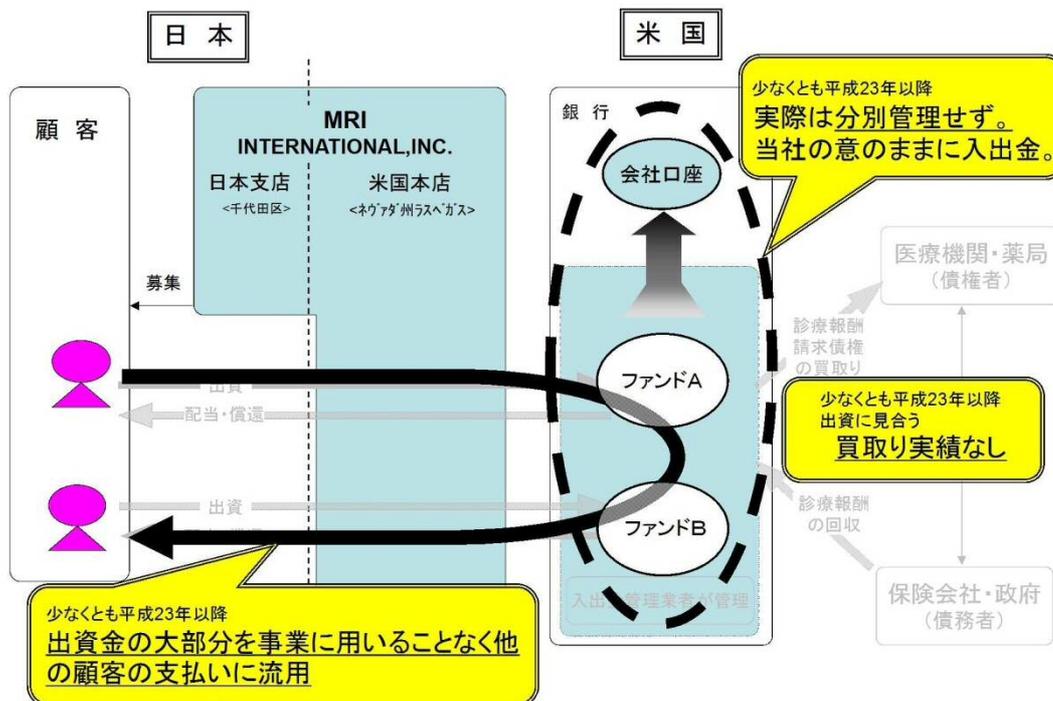
- 虚偽の内容の事業報告書を作成し、財務局長に提出する行為〔金商法第47条の2〕
当社は、各期末における資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載するなどした事業報告書を当局に提出した。
- 報告徴取命令に対する虚偽の報告〔金商法第52条第1項第6号〕
当社は、証券監視委が今回検査の過程において当社代表取締役社長等に対して発出した報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答している。しかしながら、当社と第三者機関が共同して内部査定を行った事実は認められなかった。

※ 本件検査は、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）より協力がなされた。

《当社の説明に基づくスキーム図》



《検査で判明した実態》



1 顧客勧誘の状況に係る事項

➤ ファンドの取得勧誘に係る虚偽告知①〔金商法第38条第1号〕

【概要（勧告事案）】

当社は、虚偽の運用実績を記載した運用報告書を使用し、虚偽のことを告げて取得勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社営業員は、実際の運用実績を上回る虚偽の運用実績を記載した運用報告書を使用し、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

※ 他の法令違反行為（ファンドの運用が適切でないと認識しながら行う取得勧誘行為等）と併せて勧告（VI-b社参照）

➤ ファンドの取得勧誘に係る虚偽告知②〔金商法第38条第1号〕

【概要（勧告事案）】

当社は、出資金を顧客のために運用する意思を一切有していなかったにもかかわらず、外国為替証拠金取引等により運用するなどとして、虚偽のことを告げて取得勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンド出資金を顧客のために運用する意思を一切有していなかったにもかかわらず、当社営業員は、顧客に対し、本件ファンドの資金を外国為替証拠金取引や国内上場株式取引等により運用する旨を記載した契約書等を交付するなど、虚偽のことを告げてファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

※ 他の法令違反行為（ファンド出資金を当社固有財産と混在して管理し、当社の事業に流用する行為等）と併せて勧告（VI-c社参照）

➤ ファンドの取得勧誘に係る虚偽告知③〔金商法第38条第1号〕

【概要（勧告事案）】

当社は、合理的な根拠のない配当利回り等を記載したパンフレットを利用し、虚偽のことを告げて取得勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社が組成し、当社代表取締役が代表社員等を務めるA合同会社が営業者として運用するファンドについて、当社は、ファンドの投資対象となる外国企業の事業内容や財務状況等に係る資料を確認せず、事業計画等の分析も行っていなかったにもかかわらず、当該ファンドの勧誘パンフレットに合理的な根拠のない配当利回り等を記載し、これを利用して、当社が主催するセミナーにおいて取得勧誘を行っていた。

※ 他の法令違反行為（無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為等）と併せて勧告（VI-h社参照）

- ファンドの取得勧誘に係る重要な事項に関する誤解表示〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕

【概要】

当社は、契約締結前交付書面において、申込手数料等の重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、Aファンドに係る契約締結前交付書面に、申込手数料は不要である旨の記載をしているにもかかわらず、出資者との間で締結する契約書にはAファンドがその販売額に応じた手数料を当社に支払うことを記載するなどして、出資者から実質的に申込手数料に相当する金銭を受領しており、出資者が負担する手数料という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

また、当社は、Bファンドに係る契約締結前交付書面において、事業者が事業を行うための権利等を顧客の出資金により取得するかのような記載をしているが、実際にはBファンドの勧誘前に既にファンドの営業者の資金で当該権利等は取得され、顧客の出資金は営業者への資金返済に充てられていることとなっており、顧客の出資金の用途という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

（留意点）

当社は、ファンドの営業者から説明されるままに書面を作成しているが、第二種金融商品取引業者として、原則として作成・交付が義務付けられている契約締結前交付書面において、少なくとも虚偽の内容を記載したり不備のある記載をしないために、必要な記載内容の事実確認をする必要がある。

- ファンドの取得勧誘に係る虚偽表示〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕

【概要】

当社は、ファンドの出資対象事業を追加したにもかかわらず、当該ファンドの勧誘資料において、当該追加した出資対象事業を記載していないなど、虚偽の内容の説明を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの取得勧誘に際し、顧客に対し、出資対象事業等が記載された勧誘資料を用いて説明を行っていたが、追加募集時において、既存事業と異なる出資対象事業を追加したにもかかわらず、実質的な検討を行うことなく既存出資対象事業の付随業務に該当するとして、当該追加した出資対象事業を記載していないなど、虚偽の内容を表示した勧誘資料を用いて説明を行っていた。

- 顧客交付書面の作成に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、社員権の私募の取扱いに係る勧誘資料において、当該社員権の配当及び財産の分配の時期について、誤解を生じかねない不適切な記載を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社が取り扱う海外不動産に投資する海外 LLC (Limited Liability Company、有限責任会社) の社員権は、契約上、その譲渡に他の社員全員の同意を要するものとなっていたため、実質的には投資対象資産が売却されるまで投資者が投資収益の配当及び財産の分配を受けることができない性質を有しており、特に流動性の低い商品であった。

このため、当社は、顧客に対し流動性リスクについて特に慎重な説明を行う必要があるところ、当該社員権は8年以内に配当及び財産の分配が行われるとは限らないものであるにもかかわらず、勧誘資料において、あたかも8年以内に配当及び財産の分配が行われると誤解を生じかねない不適切な記載をしており、当社の顧客に交付する書面の作成に係る内部管理態勢に不備が認められた。

- 不十分な販売管理態勢〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、ファンド資金の貸付先である外国の貸金業者が当該国の必要なライセンスを

受けていないことを知りながら、当該ファンドの取得勧誘を継続していた。

【検査結果の要旨】

当社は、取得勧誘を行うファンドにおいて、「顧客の出資金を貸し付けている外国の貸金業者が当該国の必要なライセンスを受けていないこと」を知りながら、本件ファンドの取得勧誘を継続していた。

(留意点)

上記行為は、違法行為を助長するおそれがあり、事情を知らない投資家に対し、当該法令違反を助長するおそれがある行為に加担させようとするものであり、不適切なものであると認められる。

2 ファンド出資金の管理に係る事項

ファンド販売業者は、顧客からの出資金がファンド運用者の固有財産と分別して管理されることがファンド持分に係る契約等において確保されていない場合には、当該ファンドの販売を行ってはならないこととされている〔金商法第40条の3〕。

➤ 分別管理が確保されていない状況におけるファンド持分の取得勧誘

【概要（勧告事案）】

当社は、ファンド出資金の分別管理が確保されていないにもかかわらず、当該ファンドの出資持分につき取得勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社が私募を行うファンドに係る契約書には、出資金の管理方法に関する記載がなく、出資金を分別して管理することが確保されていないにもかかわらず、当社は、ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。

※ 他の法令違反行為（ファンド出資金を当社固有財産と混在して管理し、当社の事業に流用する行為等）と併せて勧告（VI-c 社参照）

➤ 分別管理が確保されていない状況におけるファンド持分の取得勧誘等

【概要（勧告事案）】

当社は、ファンド出資金の分別管理が確保されていないにもかかわらず、複数のファ

ンドの出資持分の取得勧誘を行っていたほか、ファンドの運用状況が確認できる資料をほとんど保存していなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客からの出資金の分別管理が確保されていない状況で複数のファンドの出資持分の取得勧誘を行っている。また、全てのファンドについて、会計帳簿等を作成又は保存していない等、運用状況が確認できる資料をほとんど保存していなかった。

※ 他の法令違反行為（検査忌避等）と併せて勧告（VI-d社参照）

- 分別管理が確保されていない状況におけるファンド持分の取得勧誘及び当局への虚偽報告〔金商法第52条第1項第6号〕

【概要（勧告事案）】

当社は、取得勧誘を行ったファンド資金の分別管理が確保されていない状況にあり、また、当該状況を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、ファンド資金に係る管理態勢を見直すことなく、新たなファンドの取得勧誘を継続していたほか、ファンドの分別管理に係る財務局長からの報告徴取命令に対し、虚偽の報告を行っていた。

【検査結果の要旨】

○ 分別管理が確保されていないにもかかわらずファンドの取得勧誘を行っている状況
当社が勧誘しているファンドの契約書等を検証したところ、ファンド営業者の固有財産とファンド資金との分別管理が確保されておらず、また、名義によりファンド出資金であることが明らかとなる預貯金口座が開設されていない状況が認められた。

そして、実際の分別管理の状況を検証したところ、各出資者からの出資金は、各営業者名義の預貯金口座に対して振り込まれており、現に、分別管理が確保されていない状況が認められた。

さらに、当社又は当社関係会社が営業者を務める一部ファンドは、契約締結前交付書面等において、事業利益が発生していないときは分配が行えないこととされているにもかかわらず、当初の計画として掲げた目標に概ね沿った金額の分配を行っていた。

このような分配を行ったことに伴い、一部のファンド間で資金の貸借が行われてファンドからの分配に充当されるなど、ファンド出資金の管理には不適切な状況が認められた（なお、ファンド資金の私的流用等の問題は認められていない）。

以上のとおり、本件ファンドは分別管理が確保されていない状況にあり、当社は、当該状況を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、ファンド持分の取得勧誘を継続していた。

○ 当局への虚偽報告

当社は、関東財務局長による報告徴取命令に基づく報告書において、本件ファンドの分別管理に係る事項につき、「顧客の出資金および運用が、営業者の固有財産とは区分されたファンドの管理口座において管理されていることが確認された」等の虚偽の報告を行っていた。

3 内部管理態勢に係る事項

➤ 報告徴取命令に対する虚偽報告等〔金商法第47条の2及び第52条第1項第6号〕

【概要（勧告事案）】

当社は、財務局長からの報告徴取命令及び事業報告書の提出について、虚偽の報告を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、関東財務局長からのファンドに係る報告徴取命令に基づき行った報告、及び事業報告書の提出において、複数のファンドの状況を記載せず、虚偽の報告を行っていた。

※ 他の法令違反行為（検査忌避等）と併せて勧告（VI-d社参照）

➤ 不正な手段により登録を受けた行為〔金商法第29条の4第1項柱書き及び第52条第1項第5号〕及び金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況〔金商法第47条の2及び第52条第1項第1号（同法第29条の4第1項第1号二に該当することとなったとき）〕

【概要（勧告事案）】

当社は、第二種金融商品取引業の登録申請書に添付すべき書類に虚偽の記載を行って提出することにより、同業の登録を受けていた。

また、当社役員は、法令等遵守意識が欠如しており、不正の手段による金融商品取引業の登録、虚偽の事業報告書の提出、当社との連絡不能など金融商品取引業を適確に遂行できていない。

【検査結果の要旨】

○ 不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況

当社は、設立時以降、貸借対照表に資本金 1000 万円を計上するとともに、架空の現金を計上して「現金及び預金」の額を過大に計上してきたところ、第二種金融商品取引業の登録申請書に添付する貸借対照表においても、「現金及び預金」の額が実際より過大な虚偽の金額であることを認識しながら、当該登録申請書を関東財務局長宛てに提出することによって、第二種金融商品取引業の登録を受けていた。

○ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況

当社において、実質的に一人で業務を行っている役員は、法令等遵守意識が欠如しており、法令等を熟知した役員又は使用人の配置などの必要な態勢の整備を怠った結果、当社は、不正の手段により第二種金融商品取引業の登録を受けたほか、虚偽の金額を記載した事業報告書を関東財務局長宛てに提出していた。また、顧客等は当社と連絡が取ることができないなど、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

上記のほか、第二種金融商品取引業者において認められた投資者保護上重大な問題（出資金の流用を知らずながらファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為、無登録業者によるファンドの出資持分の取得勧誘への加担、名義貸し等）に係る事例については、後記「VI 投資者保護上重大な問題（資金流用等）が認められた業者」を参照。

Ⅲ 投資助言・代理業者

1 顧客勧誘の状況に係る事項

- 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示〔金商法第37条第2項〕

【概要（勧告事案）】

当社は、広告において、①当社及び他社の投資商品を比較し、当社の商品が最も高い平均利回りを上げていると記載しているが、当該商品の取得を顧客に助言したことはない、②当社及び他社の資産運用サービスを比較し、当社の手数料が業界最安値であると記載しているが、当社の助言手数料を下回るサービスが存在することを認識しながら、あえてこれを含めずに手数料を比較しているなど、問題のある表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、様々な媒体を通じて広告を実施しているところ、これらの広告について以下のような問題のある表示が認められた。

- (1) 当社は、雑誌記事広告において、当社の提供する助言サービス及び国内証券会社等が販売する積立商品の合計6商品をグラフにより比較し、6商品の中で当社提供サービスが最も高い平均利回りを上げていると記載している。

しかしながら、このようなパフォーマンスを上げていた投資商品は、当社顧客が投資対象を選択するに当たり選択肢となり得る投資商品の一つではあるものの、当社は、当該投資商品の取得を顧客に助言したことはなく、顧客が当社の助言を受けて当該投資商品を取得した事実もない。

- (2) 当社は、自社ウェブサイトにおいて、類似の資産運用サービスと比較した場合、当社の手数料が、業界最安値である旨を記載し、併せて、当社の調査に基づき作成した比較資料をその根拠として掲載している。

しかしながら、当社は、他社のサービスとの手数料比較に際して、当社の助言手数料を下回るサービスが存在することを認識しながら、あえて当該サービスを比較対象に含めず、それ以外の事業者との間でのみ手数料を比較している。

- (3) 当社は、自社ウェブサイトにおいて、金融機関等から販売手数料等はもらっていない旨記載している。

しかしながら、当社及び当社親会社は、特定の海外ファンドの発行者又は運用会社から、当社顧客による海外ファンドの購入額に応じた報酬を、海外法人（当社取締役が設立）を経由するなどして受領している。

※ 他の法令違反行為（顧客への利益提供、外国投資証券等の募集又は私募の取扱いに

係る無登録営業)と併せて勧告(第2-Ⅲ-2、第2-V-1参照)

2 顧客管理態勢に係る事項

➤ 顧客への利益提供〔金商法第41条の2第5号〕

【概要(勧告事案)】

当社は、助言による投資実績が芳しくない顧客に対し、助言報酬を免除することにより利益を提供した。

【検査結果の要旨】

当社は、投資顧問契約を締結した顧客から、投資実績が過去実績から想定されたものに遠く及ばない等の理由で、当社が請求した助言報酬の免除等の依頼を受けた。

これを受け、当社は、当該顧客に対し、2年分に相当する助言報酬計約900万円を全額免除した。

※ 他の法令違反行為(著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示、外国投資証券等の募集又は私募の取扱いに係る無登録営業)と併せて勧告(第2-Ⅲ-1、第2-V-1参照)

3 内部管理態勢に係る事項

➤ 業務停止命令違反〔金商法第52条第1項第6号〕

【概要(勧告事案)】

当社は、財務局長から業務停止命令を受けていたにもかかわらず、当該命令の期間中にその対象となる業務を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、関東財務局長から、金商法第52条第1項の規定に基づき業務停止命令を受けていたが、業務停止命令期間中において、以下のとおり、当該業務停止命令の対象となる業務を行っていた。

(1) 当社は、業務停止命令期間中に、当社代表取締役が投資信託受益証券等を紹介する内容のセミナー動画(以下「セミナー動画」という。)を自社ウェブサイトに掲載し

た。また、これに先立ち、業務停止命令期間の初日より、自社ウェブサイトへリンクされた当社前代表取締役のブログにおいてセミナー動画の視聴を勧誘していた。その結果、当社は業務停止命令期間中に、少なくとも2名とセミナー動画の視聴に係る新たな契約を締結し、当該契約に基づく視聴料を徴収した上で、セミナー動画のアクセス権を付与していた。

- (2) 当社は、業務停止命令期間中も、投資顧問契約に基づく報酬を受領していた。その一方で、当社は、セミナー動画を自社ウェブサイトへ掲載し、顧客が視聴できる状態に置くことにより、顧客に対する投資助言を行っていた。
- (3) 当社前代表取締役は、当社と投資顧問契約を締結している顧客のうち少なくとも1名の顧客に対し、業務停止命令期間中に、電子メールにて個別有価証券の取得に関する投資助言を行っていた。

➤ 報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出〔金商法第52条第1項第6号〕

【概要（勧告事案）】

当社は、2度にわたる報告徴取命令により資料の提出を求められたが、正当な理由がないにもかかわらず、これを提出していない。

【検査結果の要旨】

検査の過程において、当社による海外ファンドの販売状況等の具体的な営業実態を把握するため、必要な資料の提出を再三要請したものの、当社は提出を拒否し続けている。これを踏まえ、関東財務局長は当社に対して2度にわたる報告徴取命令を発出し、当該資料の提出を求めたが、当社は正当な理由がないにもかかわらずこれを提出していない。

※ 他の法令違反行為（ファンドの私募の取扱いに係る無登録営業等）と併せて勧告（第2-V-2参照）

➤ 無登録の海外外国為替証拠金取引業者の推奨〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、無登録の海外外国為替証拠金取引業者を推奨していた。

【検査結果の要旨】

当社は、会員サイトにおいて、レバレッジ規制の適用を受けず、高レバレッジで取引ができるとして、無登録の海外外国為替証拠金取引業者を推奨していた。

なお、当該海外外国為替証拠金取引業者は、無登録の海外所在業者として、金融庁（関

東財務局)より警告書の発出を受けている業者であった。

上記のほか、投資助言・代理業者において認められた第一種又は第二種金融商品取引業者の登録を受けずに、有価証券の募集の取扱いなどを行っている状況や、無登録業者に対する名義貸しに係る事例については、後記「Ⅴ 無登録で（登録業務の範囲を逸脱して）金融商品取引業を行う業者等」を参照。

IV 投資運用業者

○ 投資一任業者に対する集中的な検査

投資一任業者については、A I J 事案を受けて、特に年金基金を顧客とする業務運営の実態把握や法令等遵守状況の検証を優先して行う必要性が認められた。このため、証券監視委及び財務局等は、監督部局による投資一任業者に対する一斉調査の内容等を踏まえ、平成 24 年度から投資一任業者に対する集中検査を実施しており、同 24 年度から同 26 年度にかけて 47 件の投資一任業者に対する検査を実施した。

集中的な検査においては、A I J 事案を踏まえ、

- ・ 投資一任契約締結に至るまでの過程で、顧客に対する働きかけ、勧誘及び説明は、適切に行われているか。
- ・ 投資一任契約に基づく運用の開始に当たり、運用資産の十分な調査（デュー・ディリジェンス）に基づき、適切に投資判断及び投資指図を行っているか。
- ・ 投資一任契約に基づく運用資産の状況について、適切にモニタリングを行い、顧客に適切に報告しているか。

等について、幅広い検証を行った。

その結果、6 業者について法令違反行為が認められたことから、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

具体的には、

- ・ 投資一任契約の運用指図を行う際、価格の十分な調査等を行っていない状況（善管注意義務違反）
- ・ 投資一任契約の顧客勧誘資料に、他の商品の運用実績を表示する行為等（虚偽・誤解表示）
- ・ 単一の投資信託のみを投資対象とする投資一任契約を勧誘又は締結する際に、当該投資信託と最終投資対象が同一である他の投資信託について解約制限や償還延長が生じているという事実を説明していない状況（誤解表示）
- ・ みなし公務員に対し、投資一任契約を受託することを目的として、頻繁に接待を行う行為（特別の利益の提供）
- ・ 受託した投資一任契約に関し、過大に報酬を受領し、必要な調査等を行わずに投資判断を行い、また、適正な時価評価をせずに純資産価額を報告する行為（忠実義務違反）
- ・ 投資一任契約の運用につき、価値の下落を認識していた有価証券について、価値の下落を反映させない価格で取得する運用指図をする行為（忠実義務違反）

の法令違反行為が認められた。

このほか、運用資産に海外を含む外部のファンドを組み入れている状況で、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングを行っていない事例等、20 業者において問題点が認

められた。

1 顧客勧誘及び運用状況等の報告に係る事項

- 投資一任契約の締結に係る重要な事項に関する誤解表示〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕

【概要（勧告事案）】

当社は、当社が設定し運用するファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結・勧誘を行う際に、当該ファンドと最終的な投資先が同じ他のファンドにおいて解約代金の支払遅延や解約受付の停止、償還の延長等が生じているとの投資判断上の重要な事実を説明していなかった。

【検査結果の要旨】

- (1) 当社は、X社が運用する外国ファンド a-1 を経由して外国ファンド A に投資する国内単位型私募投資信託（以下「本件単位型ファンド」という。）と、外国ファンド a-2 を経由して同じく外国ファンド A に投資する国内追加型私募投資信託（以下「本件追加型ファンド」という。）を設定し、その運用を行っている。

外国ファンド a-1 は、外国ファンド A の流動性が低下したことにより、その解約代金の支払遅延、解約受付の停止が生じ、これに伴い、本件単位型ファンドも、解約代金の支払遅延、解約受付の停止が生じている。その後、当社は、X社との間で、外国ファンド a-1 の解約は一定の解約対応可能金額の範囲内に制限する旨の契約を締結し、本件単位型ファンドについても、その解約対応可能金額を制限する旨の約款変更を行った。

こうした中、当社は、本件追加型ファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結・勧誘を行う際に、本件追加型ファンドの流動性リスクが比較的高いことの一般的な説明は行っていたものの、最終的な投資先が同じ本件単位型ファンド及び外国ファンド a-1 において解約代金の支払遅延や解約受付停止などが生じているとの投資判断上重要な事実を説明していなかった。

- (2) 当社は、外国ファンド B を投資対象とする複数の国内単位型私募投資信託（以下「本件ファンド」という。）を設定し、その運用を行っている。

本件ファンドのうち当初に設定されたファンド（以下「当初設定ファンド」という。）は、外国ファンド B の流動性が低下したことにより、その償還が複数回にわたり延長されることとなった。

こうした中、当社は、他の本件ファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結・勧誘を行う際に、本件ファンドの流動性リスクが比較的高いことの一般的な説明は行っていたものの、当初設定ファンドの償還が延長されているとの投資判断

上重要な事実を説明していなかった。

当社が行った上記(1)及び(2)の行為は、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為に該当すると認められた。

➤ 投資一任契約に係る忠実義務違反〔金商法第42条第1項〕

【概要（勧告事案）】

当社は、年金基金との投資一任契約に基づく運用において、顧客資産を互いに内部的に受け渡すだけの匿名組合を階層的に組み入れ、各匿名組合からそれぞれ一任報酬を受領することにより、過大な金額の一任報酬を受領するなどしていた。

【検査結果の要旨】

(1) 当社は、年金基金との投資一任契約に基づき、当社が組成したAファンドを投資対象先に組み入れているが、Aファンドは、投資を行う際のマザーファンドとしての機能を担っており、最終的な投資対象となる株式・債券等への投資のほとんどは、当社が組成に関与し、個々に投資一任契約等を締結する匿名組合を階層的に組み入れた後に行われている。

しかしながら、当社は、こうした投資スキームにどのような投資経済効果があるかについて合理的な説明ができておらず、顧客資産を互いに内部的に受け渡しているだけの各匿名組合からそれぞれ一任報酬を受領することにより、3年の間に年金基金5顧客から得た一任報酬約8100万円のうち、約3100万円を過大に受領している。

(2) 当社は、階層的に組み入れている匿名組合で発生する各種報酬について、年金基金に対し十分な説明を行っていない。

※ 他の法令違反行為（事実と異なる運用報告書の顧客への交付、投資一任契約に係る善管注意義務違反）と併せて勧告（第2-IV-1、2参照）

➤ 事実と異なる運用報告書の顧客への交付〔金商法第42条第2項及び第42条の7第1項〕

【概要（勧告事案）】

当社は、年金基金や信託銀行に対し、ファンドの純資産価額について、監査報告書とは異なる金額を報告していた。

【検査結果の要旨】

- (1) 当社は、Aファンドの純資産価額（以下「NAV」という。）の年金基金及び信託銀行に対する報告について、監査法人の監査報告書に基づきAファンドに組み入れられたBファンド出資持分のNAVを1億3500万円と報告すべきところ、初期投資額（取得価額）である4億8000万円と報告していた。
- (2) 当社は、AファンドのNAVの信託銀行に対する報告について、NAV計算業務委託者から受領したNAVとは異なり、前月に報告したものと同額のことを報告していた。
- (3) 当社は、Aファンドの9月末現在のNAVに係る信託銀行への報告について、AファンドにCファンドを組み入れたのは基準日以降の10月1日であったにもかかわらず、Cファンドの時価評価を反映させ、実勢よりも多いNAVを報告していた。

※ 他の法令違反行為（投資一任契約に係る忠実義務違反、投資一任契約に係る善管注意義務違反）と併せて勧告（第2-IV-1、2参照）

- 無登録の海外運用会社が行う取得勧誘に該当するおそれのある行為への関与〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、海外運用会社が無登録で外国投資信託の取得勧誘を行っているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、当該海外運用会社に対して国内の適格機関投資家に係る情報提供を行うなど、当該取得勧誘行為に関与していた。

【検査結果の要旨】

当社は、業務委託契約に基づき、海外運用会社に対し、国内の適格機関投資家に係る情報提供を行っていたが、当該海外運用会社は、第一種金融商品取引業の登録を受けないまま、情報提供を受けた国内適格機関投資家に対し、自らが運用する外国投資信託等に係る商品説明を行うなど、取得勧誘を行っているおそれがあった。

当社は、当該海外運用会社が無登録で外国投資信託の取得勧誘を行っているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、こうした取得勧誘行為の違法性について十分な検討を行わないまま、当該海外運用会社に対して情報提供を行うなど、当該取得勧誘行為に関与していた。

2 運用業務に係る事項

➤ 投資一任契約に係る善管注意義務違反〔金商法第 42 条第 2 項〕

【概要（勧告事案）】

当社は、投資先を選定するための必要な調査等を全く実施しないまま投資を行い、投資を行った後も運用状況のモニタリング等を全く行わず、その結果、投資額の大半を毀損させていた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資一任契約に基づき年金基金から受け入れた投資を A ファンドに組み入れており、当社は、投資運用業者として、年金基金（権利者）に対し、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない。

しかしながら、当社は、A ファンドから B ファンドに投資するに当たり、B ファンドが行う不動産事業やその出資する会社の事業について事業計画の確認や採算性の分析など必要な調査等（デュー・ディリジェンス）を行っておらず、投資後も事業収支が悪化していることなどをモニタリングしていなかったことから、B ファンドへの投資額 4 億 8200 万円のうち約 4 億 2000 万円を損失として毀損させていた。

なお、B ファンドは、当社が不動産投資及び未公開株式投資等を目的として組成したファンドで、当社社長の親族企業に不動産事業を委託しているほか、当社社長が実質的に支配する会社に出資するなどしていた。

※ 他の法令違反行為（投資一任契約に係る忠実義務違反、事実と異なる運用報告書の顧客への交付）と併せて勧告（第 2-IV-1 参照）

➤ 船舶関連私募債の売買に関する公益又は投資者保護上重大な問題〔金商法第 42 条第 1 項、第 51 条〕

【概要（勧告事案）】

- ・ 当社（証券会社）は、自らが実質的に運営するファンドについて、自らが投資するファンドと顧客のみが投資するファンドとの間で、利益相反の関係があるにもかかわらず、価格が下落していた私募債を簿価で売買し、経営陣も当該売買を看過しており、利益相反管理態勢の不備という公益又は投資者保護上の重大な問題が認められた。
- ・ 当社子会社（投資運用業者）は、甲年金基金との間の投資一任契約に基づき、同年金基金の運用資金をファンドへ投資していたところ、ファンドを実質的に運営する当社が、価格の下落した私募債を簿価でファンドに組み入れる取引を行っていることを知りながら、投資運用業者として何ら対応せず、同年金基金に損失を与えた。

【検査結果の要旨】

○ 公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社（証券会社）は、当社が劣後投資するファンドAの資金が全額投資される商品ファンド α 、一般投資家向けファンドBの資金が全額投資される商品ファンド β 及び年金基金向け商品ファンドCの運営を行う法人をそれぞれ設立し、当該各法人の職務執行を当社の乙取締役に行わせていた。そして、商品投資顧問業者に商品投資の運用を委託する一方、余資運用としての有価証券運用は乙取締役が行っていた。

こうした中、乙取締役は、商品ファンド α が組み入れていた船舶関連私募債（以下「船舶債」という。）の価値が下落していることを認識していたにもかかわらず、船舶債全額を商品ファンド α から商品ファンド β に、その後、船舶債の一部を商品ファンド β から商品ファンドCに、それぞれ簿価で売却した。

その結果、当社が劣後投資する商品ファンドAは、投資元本を上回る形で償還されたが、船舶債はその全額が減損処理されたため、商品ファンドBに投資した一般投資家及び商品ファンドCに投資した年金基金は当該損失を負担することとなった。

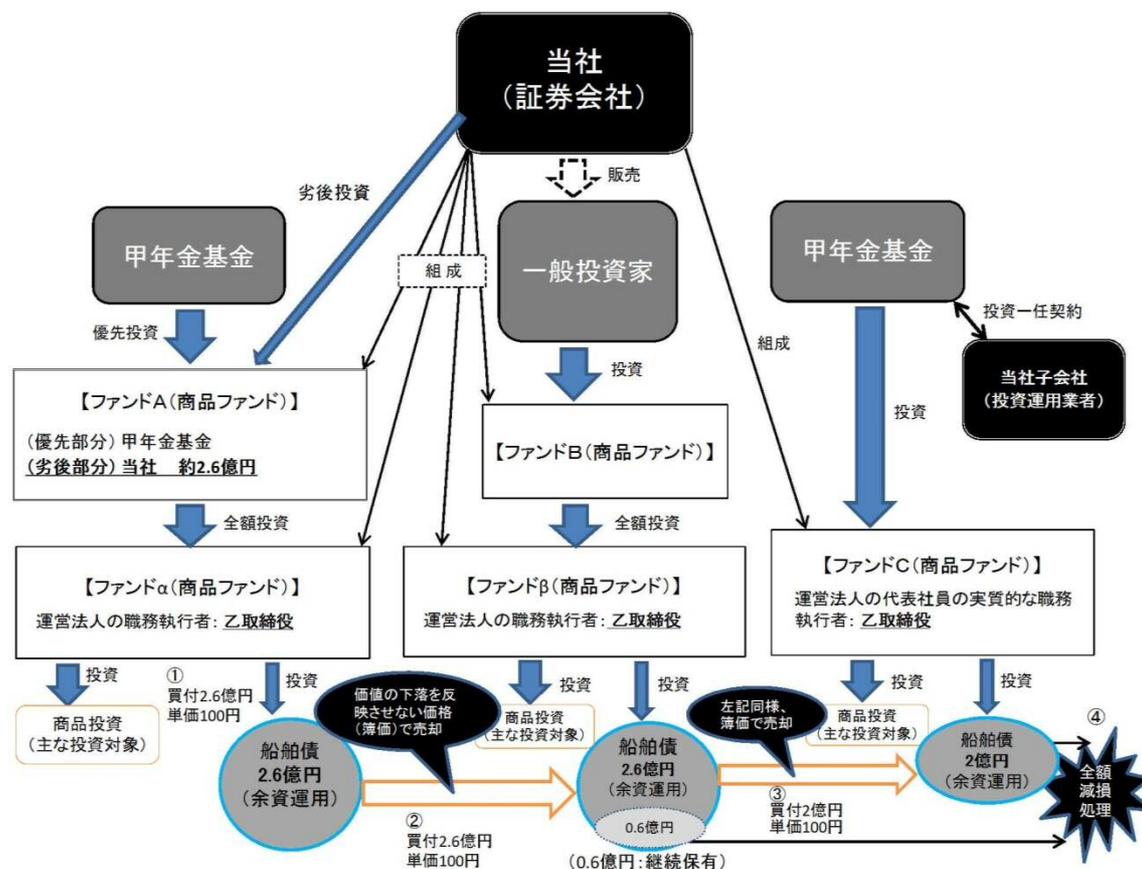
当社の他の取締役も、船舶債の簿価が実質的な価値を反映していないことを認識していたにもかかわらず、上記のような利益相反となる船舶債の売買について適切な管理・検証を行わず看過していた。

○ 年金基金との投資一任契約における忠実義務違反

当社子会社（投資運用業者）は、甲年金基金との間で投資一任契約を締結し、同年年金基金の運用資金を商品ファンドCに投資していたところ、上記のとおり、当社は、商品ファンド β に組み入れられていた船舶債を、簿価により商品ファンドCに売却した。

投資一任契約に基づき甲年金基金の運用を受託している当社子会社は、投資運用業者として甲年金基金のために忠実に投資運用を行う義務があり、乙取締役が同社の運用担当取締役でもあったことから、こうした当社による取引を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、何ら対応を行わず、その結果、船舶債の全額減損処理により甲年金基金に対し損失を与えた。

【ファンドスキーム図】



(留意点)

当社が、船舶債に含み損が発生していることを認識しながら、ファンド間で当該船舶債を簿価で取引した行為は、ファンド間で損失を移転するものであり、投資者保護上、極めて重大な問題が認められる。

その上、ファンドの投資者をみると、当社と一般投資家及び年金基金との間で利益相反が生じ得る状況であったにもかかわらず、当社は適切な管理・検証を行っていなかったものであり、こうした当社の投資者保護に欠ける行為及び利益相反管理態勢に係る不備は、業務改善命令の発動要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき（金商法第51条）」に該当する。

また、年金基金から投資一任契約を受託していた当社子会社は、当該年金基金のために忠実に投資運用を行う義務があるにもかかわらず、運用するファンドに含み損が発生している船舶債が簿価で引き取られていることを把握していながら、何らの対応を取らなかったものであり、金融商品取引業者等は「権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならない。」と規定する金商法第42条第1項に違反する。

➤ 不適切な運用モニタリング〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、投資一任契約に基づく運用財産の中に私募債を組み込んでいたが、①当該私募債の利払遅延、②発行体が債務超過に陥っていたこと等を認識していたにもかかわらず、適切な対応策を講じていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、投資一任契約に基づく運用財産の中に甲会社が発行する私募債を組み込んでいたが、①当該私募債の利払が遅延していたこと、②発行体である甲会社が債務超過に陥っていたこと、③発行体である甲会社の信用リスクが高まっていることを認識していたにもかかわらず、適切な対応策を講じておらず、当社の運用財産に係るモニタリングの状況は不適切であり、当社の業務の運営状況は、投資者保護上問題があると認められた。

3 その他業務運営に係る事項

➤ 年金基金関係者に対する特別の利益提供〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕

【概要（勧告事案）】

当社は、厚生年金基金を含む複数の年金基金の関係者に対して頻繁に接待を行い、多額の利益提供をしていた。

【検査結果の要旨】

当社は、2 年 11 か月の間に、当社代表取締役及び当社営業担当部長が中心となって、厚生年金基金を含む複数の年金基金の関係者に対し、頻繁に接待を行っていた。特に、当社は、みなし公務員である A 厚生年金基金の理事長等に対して、1 年 10 か月の間に、40 数回の接待を行い、約 260 万円に相当する利益を提供した。

当社は、海外運用会社との間における投資顧問契約に基づき当該運用会社が運用する外国投資信託の資産残高に応じた助言報酬を得ており、こうした接待は、年金基金との投資一任契約の締結、外国投資信託への投資を行わせること等を目的として行われたものと認められる。

➤ 純財産額を適切に把握していない状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、保有する投資有価証券が相当程度減損しているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、適切に保有資産の時価を把握し、自社の純財産額の状態を確認することを怠っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、保有する投資有価証券が相当程度減損しているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、当該有価証券の発行会社と連絡がとれず評価するための資料が入手できないとして帳簿価額のまま資産計上を継続している等、適切に保有資産の時価を把握し、自社の純財産額の状態を確認することを怠っていた。

※ なお、検査において、当該発行会社の所在地を現地確認したところ、営業実態が確認できない状況であった。

➤ 商品開発態勢に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、投資信託の商品開発・設定に当たり、一部の投資対象ファンドの運用方針を目論見書等で確認しないまま商品内容を最終決定していた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドオブファンズ形式の投資信託の商品開発・設定に当たり、一部の投資対象ファンドについて運用内容を大枠で確認するだけで、運用方針を目論見書等で確認しないまま商品内容を最終決定しており、商品開発態勢に不備が認められた。このため、商品内容の最終決定後に投資対象ファンドの運用方針が変更となり、当該投資信託の商品性に影響を及ぼしかねない状況が生じた。

➤ 投資信託の販売用資料に関する審査態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、販売会社が使用する投資信託の販売用資料の作成・審査に当たり、運用担当者等が組織的に関与して検証するようにはしていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、当社で設定・運用する投資信託の販売用資料（販売会社が顧客の勧誘に使用するための資料）の作成・審査に当たり、投資信託の商品性・運用手法等に関して専門

的な知識等を有している運用担当者等が組織的に関与して記載内容の正確性・適切性を検証するようしておらず、販売用資料の審査態勢に不備が認められた。このため、当社は、一部の販売用資料において、投資信託の信用リスクについて投資者のリスク認識・投資判断を誤らせかねない表示をしていた。

上記のほか、投資運用業者において認められた投資者保護上重大な問題（顧客出資金の目的外運用及び流用等）に係る事例については、後記「VI 投資者保護上重大な問題（資金流用等）が認められた業者 e社」を参照。

V 無登録で（登録業務の範囲を逸脱して）金融商品取引業を行う業者等

1 無登録で株式等の募集又は私募の取扱い等（第一種金融商品取引業）を行っている状況〔金商法第29条〕

➤ 外国投資証券等の募集又は私募の取扱いに係る無登録営業

【概要（勧告事案）】

当社は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客に対し外国投資証券等の募集又は私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

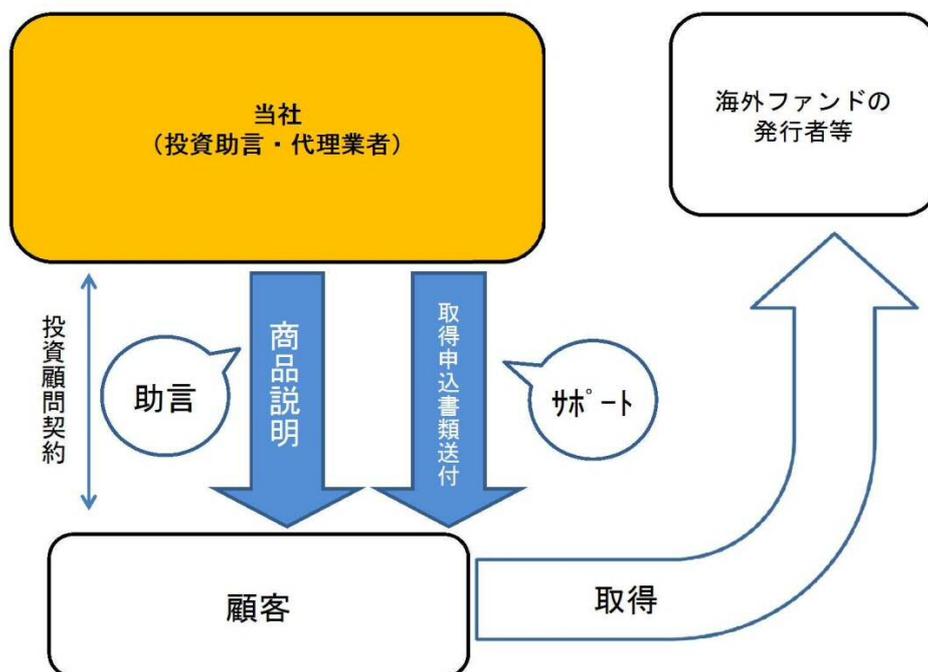
当社（投資助言・代理業者）は、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対する投資助言として、当該顧客の投資意向等を踏まえて、中立・客観的な立場から、外国投資法人が発行する外国投資証券及び外国で発行される集団投資スキーム持分（以下、これらを総称して「海外ファンド」という。）に係る個別の商品内容の説明を行うとともに、海外ファンドの取得を希望する顧客に対して、取得申込書の送付などの取得申込手続のサポートを行っていた。

今回検査において、当社の業務実態等を検証したところ、当社は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客に対し海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも2792顧客が海外ファンドを2892件取得している状況が認められた。

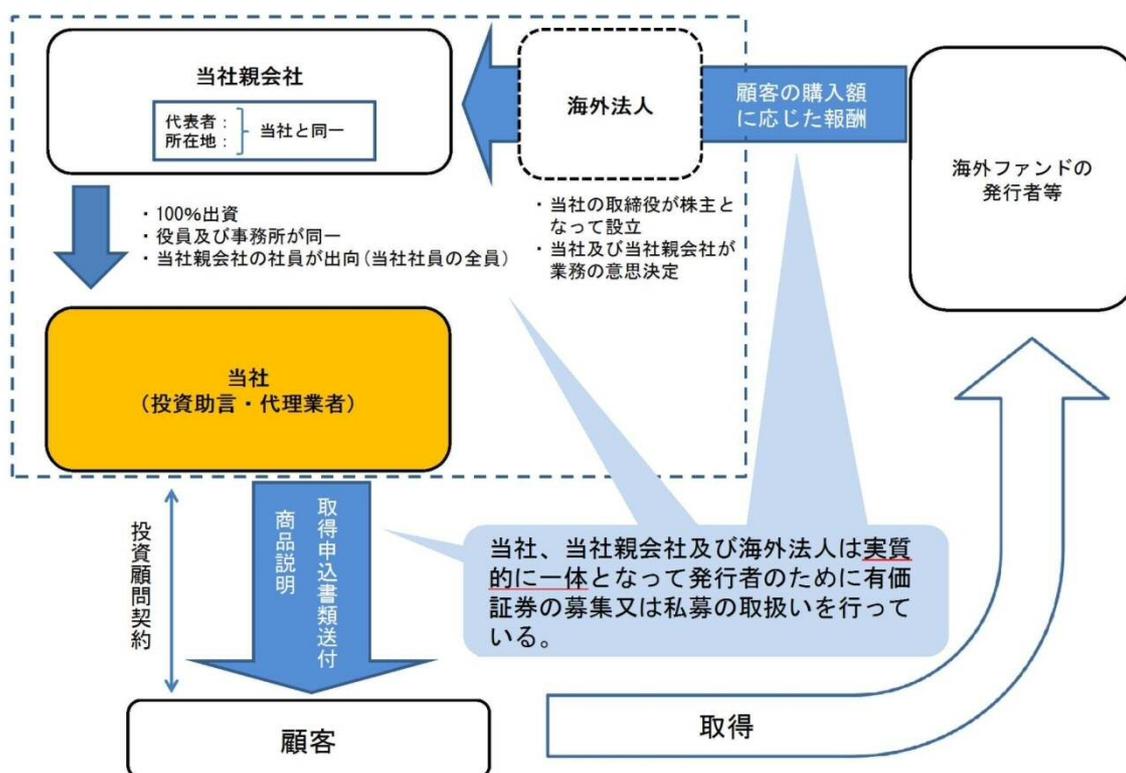
また、当社は、上記募集又は私募の取扱いを行うに当たり、自社ウェブサイトでは、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人（当社取締役が設立）を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた。

※ 他の法令違反行為（著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示、顧客への利益提供）と併せて勧告（第2-Ⅲ-1、2参照）

《当社の主張》



《無登録業務の実態》



（留意点）

当社の上記行為は、以下の状況から、業として発行者のために「有価証券の募集又は私募の取扱いを行う行為」とであると認定し、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当すると判断した。

- ・当社と投資顧問契約を締結している顧客に対し、個別の海外ファンドに係る商品説明等を行った後、取得を決めた顧客に対し、取得申込手続を行うことにより、取得契約を成立させる業務を行っている。
- ・当社のグループ会社が、顧客のファンド購入額に応じて、海外ファンドから報酬を得ている。
- ・当社とグループ会社は、その設立の経緯、意思決定等を踏まえると、当社の業務に関し実質的に一体である。

➤ 外国投資証券の募集又は私募の取扱いに係る無登録営業①

【概要（勧告事案）】

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客に対し外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社（投資助言・代理業者）は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、2年3か月の間に、顧客に対し、外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも4顧客が外国投資証券を延べ5件取得している状況が認められた。

具体的には、当社は、当社と投資顧問契約を締結した顧客に対し、外国投資証券の商品内容、メリット及びリスク等の説明を行うとともに、外国投資証券の取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させている。

さらに、当社は、当該取得契約の対価として、外国投資証券の発行者より委託を受けている管理会社又は運用会社から報酬を受領している。

➤ 外国投資証券の募集又は私募の取扱いに係る無登録営業②

【概要（勧告事案）】

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客等に対し外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社（投資助言・代理業者）は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもか

かわらず、4年9か月の間に、顧客に対し、外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも12顧客が外国投資証券を延べ14件取得している状況が認められた。

具体的には、当社は、当社と投資顧問契約を締結した顧客又は当社に問い合わせをした者に対し、外国投資証券の商品内容、コスト、手数料及びリスク等の説明を行うとともに、外国投資証券の取得申込みを依頼した者に対し、取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させている。

さらに、当社は、当該取得契約の成立の対価として、外国投資証券の発行者より委託を受けている管理会社又は運用会社から、顧客の外国投資証券の購入額に応じた報酬を受領している。

➤ 店頭デリバティブ取引の媒介に係る無登録営業

【概要（勧告事案）】

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に外国為替証拠金取引を行うための自動売買ソフトを販売し、外国証券業者と国内顧客間における外国為替証拠金取引（店頭デリバティブ取引）の媒介を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社（投資助言・代理業者）は、顧客91名に対し、特定の外国証券業者2社の証券口座で外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）を行うための当社開発の自動売買ソフト（以下「当社ソフト」という。）を販売し、当社ソフトを購入した顧客に対し、口座開設手続をサポートしていた。

一方で、当社は、当社代表取締役が唯一の株主でありCEOを務める海外法人A社を設立し、当該外国証券業者との間で、当社顧客が当社ソフトを利用して行ったFX取引の取引量に応じた報酬を受領する契約を締結していた。

この結果、当社が紹介した顧客は、当該外国証券業者との間で当社ソフトを利用して、継続的にFX取引を行うに至っており、当社は、当該外国証券業者から、当該取引の取引量に応じた報酬をA社経由で受領していた。

当社の上記行為は、外国証券業者と国内顧客との間のFX取引を媒介する行為であり、第一種金融商品取引業（店頭デリバティブ取引）に該当すると認定した。

※ 他の法令違反行為（無登録業者に対する名義貸し）と併せて勧告（第2-V-3参照）

（留意点）

当社の上記行為は、以下の状況から、外国証券業者と国内顧客との間のFX取引を媒介する行為を、外国証券業者より報酬を得て行っているものと認定し、第一種金融商品取引業に該当すると判断した。

- ・ 当社は、顧客に対し、当社があらかじめプログラムした特定の外国証券業者と取引を行うための専用ソフトを開発・販売し、販売後は、当該外国証券業者との取引に必要な口座開設をサポートしている。
- ・ 当社は、顧客が実際に当該ソフトを利用して取引を行った場合には、当該外国証券会社から、顧客の取引量に応じた報酬を受領している。

➤ 外国株式の募集の取扱い等に係る無登録営業

【概要（勧告事案）】

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、セミナー参加者に対し外国法人が発行する株式の募集の取扱いを行い、また、当該株式の取得資金の預託を受けていた。

【検査結果の要旨】

当社（投資助言・代理業者）は、外国法人の代表者から要請を受け、当社が開催するセミナーに参加した投資者に対し、当該法人が発行する株式（以下「本件株式」という。）の商品内容等の説明を行った上、本件株式の取得の申込手続を支援し、投資者との取得契約を成立させ、投資者から本件株式の取得資金として金銭の預託を受けている。

また、当社は、当該契約の締結件数に応じた報酬を当該法人から受領している。

当社の上記行為は、第一種金融商品取引業（株式の募集の取扱い及びそれに係る顧客からの金銭の預託）に該当すると認定した。

➤ 外国証券等の募集又は私募の取扱いに係る無登録営業

【概要（勧告事案）】

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、国内の別法人の顧客に対し、有価証券（外国の者が発行する証券又は社債券の性質を有するものに表示される権利）の募集又は私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社（投資助言・代理業者）は、外国の者の発行する証券又は社債券の性質を有するものに表示される権利（以下「外国証券等」という。）に係る概要説明を会員制投資情報

提供ウェブサイトに掲載し、外国証券等の購入を希望する会員向けに取得申込手続をサポートする業務（以下「外国証券等取得支援業務」という。）を行っていたが、外国証券等取得支援業務を国内の別法人（代表取締役は当社代表取締役が兼務）に形式的に移管させ、2年9か月の間に、同法人の会員（26顧客）に対し、外国証券等を延べ29件取得させていた。

（留意点）

当社の上記行為は、以下の状況から、当社が国内の別法人の名を用いて、実質的に外国証券等取得支援業務を行い、有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていたと認定し、第一種金融商品取引業に該当すると判断した。

- ・ 当社は、外国証券等取得支援業務を国内の別法人に移管する前後において、同業務を遂行する態勢に変更はなく、当社が同法人の名を用いて同法人の会員に対し、外国証券等に係る商品説明等を行い、取得契約を成立させている。
- ・ その上で、同法人は、同法人の会員による外国証券等の取得額に応じた報酬を外国証券等の販売会社等から受領している。

➤ 社債の私募の取扱いに係る無登録営業

【概要（勧告事案）】

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に対し、社債の私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社（第二種金融商品取引業者）は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に対し、A社及びB社が新たに発行する社債の勧誘を行い、取得させている状況が認められた。

※ 他の法令違反行為（ファンド出資金の管理・運用が不適切な状況を知りながら行う勧誘行為）と併せて勧告（VI-g社参照）

2 無登録でファンド等の募集又は私募の取扱い（第二種金融商品取引業）を行っている状況〔金商法第29条〕

➤ ファンドの私募の取扱いに係る無登録営業及び金融商品取引業を適確に遂行するに足

り人的構成を有しない状況〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ニに該当することとなったとき）〕

【概要（勧告事案）】

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客に対し海外ファンドの私募の取扱いを行っていた。

また、当社の唯一の常勤役職員である代表取締役は、法令等遵守意識が著しく欠如しており、当社において多くの法令違反が認められた。

【検査結果の要旨】

○ 無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況

当社（投資助言・代理業者）は、6年の間に、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対し、外国で発行される集団投資スキーム持分（以下「海外ファンド」という。）の資料を提示し、その商品内容等の説明を行った上で、取得申込書の送付など、取得申込手続のサポートを行うことにより、少なくとも8顧客に対し、取得契約を成立させている。

他方、当社と一体と認められる海外法人は、海外ファンドの発行者との間の契約に基づき、当社顧客の海外ファンドに対する投資資産残高に応じた報酬を受領している。

このような当社の行為は、海外ファンドの発行者のために行っている海外ファンドの取得の勧誘行為であり、第二種金融商品取引業（私募の取扱い）に該当するものと認められる。

○ 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等

当社は、当社の唯一の常勤役職員である代表取締役が金商法等の理解を欠いているにもかかわらず、投資助言・代理業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を配置していないなど、必要な法令等遵守態勢の整備を怠っている結果、無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っていることに加え、契約締結前交付書面などの法定書面の記載不備等、多くの法令違反が認められる状況となっている。また、報告徴取命令で提出を求めた資料を提出していないなど、当社の代表取締役には法令等遵守意識が著しく欠如している。

以上のことから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

※ 他の法令違反行為（報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出）と併せて勧告（第2-Ⅲ-3参照）

➤ ファンドの私募に係る無登録営業及びファンドの運用に係る投資者保護上重大な問題

〔金商法第 51 条〕

【概要（勧告事案）】

当社は、適格機関投資家等特例業務について、ファンドの営業者であるとともに、当該ファンドに出資する唯一の適格機関投資家である A 投資事業有限責任組合の業務執行者でもあることから、同組合から当該ファンドに対する出資は適格機関投資家を相手方とする取得勧誘によるものとは認められず、適格機関投資家等特例業務の要件を満たしていない。

また、当社は、その運用するファンド出資金の一部を投資対象事業以外の用途に充当するなどしており、投資者保護上の重大な問題が認められた。

【検査結果の要旨】

○ 無登録で集団投資スキーム持分の私募を行っている状況

当社（投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者）は、10 のファンド（以下「本件 10 ファンド」という。）の営業者として出資金の運用を行うとともに、適格機関投資家等特例業務届出者として、その出資持分の私募（取得勧誘）を行っている。本件 10 ファンドに出資している適格機関投資家は、A 投資事業有限責任組合（以下「A 組合」という。）のみであるが、A 組合の業務執行は当社が行っている。

このため、A 組合から本件 10 ファンドへの出資は、適格機関投資家を相手方とする取得勧誘によるものとは認められない。したがって、当社が行ったファンド出資持分の私募は、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないものと認められる。

○ ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社は、運用しているファンド出資金の一部を、匿名組合契約書に定められた投資対象事業以外の用途（当社と同一の本店所在地で、当社元取締役が代表取締役を務める 2 社に対する貸付け）に充当していた。なお、当社は、上記 2 社による資金の使用目的を確認することなく貸付けを行っており、また、ファンドの運用報告書には当該貸付けの状況を記載していなかった。

（留意点）

適格機関投資家に対する勧誘について、集団投資スキームの運営者自身による出資は当該運営者による勧誘を伴うものではないことから、「適格機関投資家等」を相手方として行う集団投資スキーム持分の「自己募集（私募）」には該当せず、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさない。

3 無登録業者に名義貸しを行っている状況〔金商法第36条の3〕

➤ a社（投資助言・代理業者）

【概要（勧告事案）】

当社は、無登録業者（A社及びB社）に当社の名義を使用させて、顧客との投資顧問契約を締結させ、投資助言行為を行わせていた。

【検査結果の要旨】

当社は、金融商品取引業の登録を受けていないA社及びB社に当社の名義を使用させて、A社については11か月の間に少なくとも974名の顧客と、また、B社については4か月の間に少なくとも166名の顧客と、それぞれ投資顧問契約を締結させたほか、A社及びB社に対して、国内株式の価値等に関する投資助言行為を行わせていた。

➤ b社（投資助言・代理業者）

【概要（勧告事案）】

当社は、無登録業者（C社）に当社の名義を使用させて、顧客との投資顧問契約を締結させ、投資助言行為を行わせていた。

【検査結果の要旨】

当社は、金融商品取引業の登録を受けていないC社に当社の名義を使用させて、1年4か月の間に、338名の顧客と投資顧問契約を締結させ、日経225オプション取引の投資助言行為を行わせていた。

※ 他の法令違反行為（店頭デリバティブ取引の媒介に係る無登録営業）と併せて勧告（第2-V-1参照）

➤ c社（投資助言・代理業者）

【概要（勧告事案）】

当社は、無登録業者（D社）に当社の名義を使用することを許諾し、当該無登録業者は、当社名義で投資一任契約の締結の媒介を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、金融商品取引業の登録を受けていないD社が、D社の関連会社と顧客との間の投資一任契約の締結を媒介するに際し、当社の名義を使用することを許諾し、D社は、

無登録で（登録業務の範囲を逸脱して）金融商品取引業を行う業者等

当社名義で投資助言・代理業を行っていた。その結果、少なくとも4か月の間に、少なくとも171名の顧客がD社の関連会社との間で投資一任契約を締結した。

上記のほか、第二種金融商品取引業者において認められた無登録業者等に対する名義貸しに係る事例については、後記「VI 投資者保護上重大な問題（資金流用等）が認められた業者 h社、i社」を参照。

VI 投資者保護上重大な問題（資金流用等）が認められた業者

証券監視委及び財務局等は、従来から、投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者等に対して早期に検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努めている。

検査の結果、投資者保護上重大な問題となる行為を行っていた金融商品取引業者が複数社認められた。このような行為は、金融商品取引業者の種類に関わりなく、法令等遵守意識が著しく欠如した業者が行ったものと考えられることから、各業態別に指摘事例として記載することは行わず、本項目にまとめて記載することとした。

➤ a社（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）

【概要（勧告事案）】

当社は、いわゆる劇場型勧誘により、顧客に対して虚偽の告知をするほか、財務局の報告徴取命令に対して虚偽の報告を行っていた。また、当社は、無登録の信託受益権を販売するほか、信託財産が本来の運用目的とは異なり適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権を販売していた。さらに、法定の記載事項が記載されていない契約締結前交付書面等を顧客に交付していた。

【検査結果の要旨】

- 信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為〔金商法第38条第1号〕

当社営業員16名のうち、少なくとも6営業員は、少なくとも16顧客に対して第三者に連絡させ、実在しない証券会社の営業員を名乗って「A社（当社）が販売している信託受益権は限定商品であり、購入できない方が欲しいと言っている。同社に連絡して、当該受益権を購入できれば、転売することで、短期間で儲かる」などと述べさせた上で、これを受けて当社に連絡してきた顧客に対し、当社営業員が「当社が販売する信託受益権を購入すれば、転売により短期間で利益が得られる」などの虚偽の事実を告げることにより、信託受益権の取得勧誘（以下「本件劇場型勧誘」という。）を行った。

- 本件劇場型勧誘に関する報告徴取命令に対する虚偽の報告等〔金商法第52条第1項第6号〕

当社は、関東財務局長から本件劇場型勧誘に係る事実関係の調査及び報告を命じる報告徴取命令に対し、「信託受益権のすべての取得者に対し、当社の勧誘行為の状況についてヒアリング調査を行った」、「（一部の顧客に）返金（を行ったの）は、不適切な勧誘がなされた顧客のうち継続保有の意思がない顧客に対し当社が自発的に行ったものである」などと虚偽の報告を行うとともに、信託受益権の販売を継続してい

た。

○ 無登録の信託受益権を販売している状況〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕

当社が販売した信託受益権は、いずれも信託法第 3 条第 3 号に掲げる方法により設定された自己信託の受益権として発行されたものであり、これを 50 名以上の者に取得させる場合には、発行者は信託業法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けなければならない。ところが、当社が私募の取扱いを行った 7 本の信託受益権のうち 6 本は、受益者が 50 名を大幅に超えているにもかかわらず、その発行者のうち 5 社は、内閣総理大臣の登録を受けていない。

○ 信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕

当社は、信託受益権の発行者から委託を受けて、信託受益権に係る配当金の必要額の計算及び顧客への支払業務を行い、信託財産状況報告書を顧客に送付している。

顧客に支払う配当金額は信託財産に係る事業収益に基づき算出されるものであるところ、当社は、信託受益権の発行する C 社から 1600 万円の入金を受け、この中から、A 社の発行する信託受益権を取得した顧客（少なくとも延べ約 260 名）に対し、合計約 70 万円の配当金を支払うとともに、B 社の発行する信託受益権を取得した顧客（少なくとも延べ約 300 名）に対し、合計約 280 万円の配当金を支払った。

このように、当社は信託財産が本来の運用目的とは異なり適切に管理・運用されていないことを認識していたにもかかわらず、信託受益権の販売を継続し、さらには事業収益等の裏付けとなる資料を一切確認しないまま、発行者から口頭で伝えられた、信憑性に疑義のある事業収益等を記載した信託財産状況報告書を顧客に送付している。

○ 契約締結前交付書面等の記載の不備〔金商法第 37 条の 3 第 1 項及び第 37 条の 4 第 1 項〕

当社が信託受益権を販売した際に顧客に交付した契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面には、法定の事項が記載されていないなどの不備があることから、当社の顧客に対する情報提供は不十分であると認められる。

➤ b 社（第二種金融商品取引業者）

【概要（勧告事案）】

当社は、A 社が貸金業の登録を受けていないことを認識していたにもかかわらず、ファンド資金を A 社に提供し、A 社はその資金を多数の企業等に対し金銭貸付けを行うことにより運用していた。

また、当社営業員は、第一種金融商品取引業の登録がない A 社代表取締役からの指示により、A 社の投資先会社の社債を顧客に対して勧誘し取得させており、当社代表取締

役等はこれを見過ごしていたほか、虚偽の運用実績を告げて取得勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

- ファンドの運用が適切でないと認識しながら行う取得勧誘行為等〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕

当社は、その取り扱うファンドに出資された顧客の投資資金を、A社に金銭貸付けの形式で提供していたが、A社は、貸金業の登録を受けていないにもかかわらず、当社から貸し付けられた資金を反復継続して多数の企業及び個人に対して金銭貸付けを行うことにより運用していた。

当社は、A社が貸金業の登録を受けていないと認識した後も、ファンド持分の取得勧誘及びA社に対する資金提供を漫然と継続していた。

このような当社の状況は、実質的に、A社が行う無登録貸金業に資金を提供するために、第二種金融商品取引業のファンドの取得勧誘が利用されていたものと認められる。加えて、当社は、ファンド資金の運用状況を全く把握していなかった。

- 不当な社債の私募又は募集の取扱い（無登録の第一種金融商品取引業）〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕

当社営業員は、第一種金融商品取引業の登録がないA社代表取締役からの指示により、複数の顧客に対してA社の投資先会社の社債を勧誘し、取得させていた。当該行為は、無登録の第一種金融商品取引業に該当するものと認められるが、当社の代表取締役及び管理部門は、これを漫然と見過ごしていた。

- ファンド持分の取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第 1 号〕

※ 第 2 - II - 1 参照

（留意点）

当社は、第二種金融商品取引業のファンド販売形式を利用して、実質的には、A社の無登録貸金業の資金調達を行う機能を果たしていたと認められる等、極めて不適切な行為を行っていた。また、当社営業員による不当な社債の取得勧誘（無登録の第一種金融商品取引業）を看過するといった従業員管理態勢が不十分な状況であった。

➤ c社（第二種金融商品取引業者）

【概要（勧告事案）】

当社は、ファンド出資金を運用するつもりのない外国為替証拠金取引等により運用する旨を記載した契約書等を顧客に対して交付し、虚偽のことを告げて取得勧誘を行った。また、ファンド出資金の分別管理が確保されていないにもかかわらず、ファンドの取得

勧誘を行い、ファンド出資金を当社固有財産と混在して管理して、当社の事業に流用するなどしていた。

【検査結果の要旨】

当社は、自らを営業者とする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の私募を行い、36名の顧客に対し、総額約9300万円の出資持分を取得させている。

○ 本件ファンドの出資持分の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為〔金商法第38条第1号〕

※ 第2-II-1参照

○ 本件ファンド出資金について分別管理が確保されていないまま本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為〔金商法第40条の3〕

※ 第2-II-2参照

○ 本件ファンド出資金を当社固有財産と混在して管理し、当社の事業に流用する行為〔金商法第52条1項9号〕

(1) 当社は、本件ファンド出資金の一切を、当社の固有財産と混同して管理し、当社の事業に流用している。さらに当社は、当該状況を認識しながら、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を継続していた。

(2) 当社は、本件ファンドの運営が不適切であり、本件ファンドを解約して、出資金を顧客に返還しなければならないことを認識したが、上記(1)のとおり、本件ファンド出資金を当社の事業に充てており、顧客に返還することができない状況にあった。

そこで、当社は、当該出資金の返還を免れるため、当社の発行する社債を販売して本件ファンドから当該社債へ投資先を移行させることを計画し、当社営業員は、顧客に対し、本件ファンドの契約書上の記載と異なる解約条件を説明するなど、解約を思いとどまらせ、当該社債への乗換えを勧誘した。

○ 報告徴取命令に対する虚偽報告〔金商法第52条第1項第6号〕

当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対して、本件ファンドの出資者数や取得勧誘時期等について、虚偽の報告を行っている。

➤ d社（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者）

【概要（勧告事案）】

当社は、顧客からのファンド出資金を会社経費等に流用し、出資対象事業では運用していないにもかかわらず、顧客に対して出資対象事業で運用する旨の虚偽のことを告げて取得勧誘を行っていたほか、顧客からの出資金の分別管理が確保されていない状況で

ファンド持分の取得勧誘を行っていた。また、財務局長からのファンドに係る報告徴取命令において、複数のファンドの状況を報告せず、虚偽の報告を行うなどしていた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客に対して、外国為替取引等による運用を出資対象事業とする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）等の出資持分の取得勧誘を行っている。

- 本件ファンドの出資持分の取得勧誘において、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び顧客資産が流用されていることを知りながら、ファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為〔金商法第38条第1号及び第52条第1項第9号〕

当社は、本件ファンドについて、実際には、顧客からの出資金を会社経費等に流用し、出資対象事業では全く運用していないにもかかわらず、顧客に対して出資対象事業で運用する旨の虚偽のことを告げて、その出資持分の取得勧誘を行っている。

- 本件ファンド出資金について分別管理が確保されていないまま本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為等〔金商法第40条の3〕

※ 第2-II-2参照

- 報告徴取命令に対する虚偽報告及び事業報告書の虚偽報告〔金商法第47条第2項及び第52条第1項第6号〕

※ 第2-II-3参照

- 検査忌避〔金商法198条の6第11号〕

当社代表取締役及び当社職員は、臨店検査初日に正当な理由なく、検査官の事務所への立入りを拒んだほか、当社職員は、臨店検査初日の夜間に、本件ファンドに係る事実の隠蔽のため、複数の電子ファイルを消去した。

➤ e社（投資運用業者、第二種金融商品取引業者）

【概要（勧告事案）】

当社は、投資対象事業等につき実態と相違した虚偽の説明を行っていたほか、顧客の出資金をファンド契約書等に記載された投資対象事業と関係のない会社の株式等に投資していた。

また、当社の誤った会計処理を修正すると、当社の純財産額は法定の基準（5000万円）に満たない状況となっていた。

【検査結果の要旨】

当社は、石油関連事業への投資を行う投資事業組合（以下「石油ファンド」という。）の業務執行組合員となって、その持分の私募及び自己運用を行っている。

石油ファンドは、当社と関係の深いA社が発行する社債への投資を通じて当該石油関

連事業への投資を行っており、当社とA社は、実質的に一体となって、以下の法令違反行為を行っていた。

○ 石油ファンドの取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為〔金商法第38条第1号〕

当社は、顧客に対し当社作成のパンフレット等を交付するなどにより石油ファンドの取得勧誘を行っているが、以下のとおり、実態と相違した虚偽の説明を行っている状況が認められた。

- (1) 当社は、顧客に対し、石油ファンドの投資対象事業について、石油関連事業のみに投資する旨を説明していたが、実際には、当該事業と何ら関係のない会社の株式及び土地にも投資していた。
- (2) 当社は、顧客に対し、石油ファンドの配当について、石油関連事業への投資で得た利益に基づいて毎月固定利率による分配金を支払う旨を説明していたが、実際には、石油ファンドへの顧客の出資金がほとんどそのまま分配金に充当されていた。
- (3) 当社は、顧客に対し、「当社は、米国ナスダック市場に上場しているβ社傘下の会社の日本支社である。」と説明していたが、実際には、当社とβ社及び傘下会社との間には、資本関係はなく、役員の兼任も行われていなかった。

○ 顧客出資金の目的外運用及び流用〔金商法第42条第1項〕

石油ファンド契約書等において、石油ファンドの投資対象事業は、「石油の販売輸出入業、関連金融及びこれに附帯関連する一切の事業」と記載されているが、当社は、実際には、顧客の出資金を当該事業とは関係のない会社の株式及び土地にも投資していた。

また、当社は、石油ファンドへの出資金のうち、約8600万円を当社の運転資金の一部として流用していた。

○ 純財産額が法定の基準を下回っている状況等〔金商法第47条の2及び第52条第1項第3号（同法第29条の4第1項第5号口に該当することとなったとき）〕

当社は、関連会社からの土地等の現物出資の受入れと、A社等からの受託業務の履行による対価（収益）の受取りを反映した会計処理を行い、純資産額を増加させていた。

しかしながら、当該土地等の所有権移転登記は行われておらず、また、当社は、当該受託業務を履行していないことから、上記の会計処理は認められず、これらを修正すると、当社の純財産額は、法定の基準（5000万円）に満たない状況となっている。

また、当社は、実態と異なる純資産額等を記載した事業報告書を提出していた。

➤ f社（第二種金融商品取引業者）

【概要（勧告事案）】

当社監査役は、兼職しているA社において主体的に違法行為（無登録でのファンドの出資持分の取得勧誘）を行っていたほか、当社代表取締役は、募集仲介者として当社の商号・登録番号が記載された勧誘資料等をA社に使用させることにより、当該違法行為に加担していた。

【検査結果の要旨】

- 無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担している状況等〔金商法第51条〕

当社監査役が取締役を兼職するA社は、少なくとも10か月間にわたって、無登録のままB投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘（違法行為）を行っており、当該監査役は、A社取締役として、自ら主体的に当該違法行為を行っていた。

また、当社代表取締役は、A社が行った上記の違法な取得勧誘において、当社の旧商号名義の銀行口座及び募集仲介者として当社の商号・登録番号が記載された勧誘資料を使用させることにより、当該違法行為に加担した。

- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況〔金商法第52条第1項第1号（同法第29条の4第1項第1号ニに該当することとなったとき）〕

当社は、唯一の事務所を閉鎖し、実態として金融商品取引業を行っていない中、当社監査役はA社で自ら主体的に違法行為を行い、当社代表取締役は当該違法行為に加担していることから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

（留意点）

金融商品取引業者においては、その業務を適確に遂行するに当たり、金商法令等の内容を理解し、金融商品取引業の公正かつ適確な遂行に必要となるコンプライアンス等に関する十分な知識・経験を有している者を確保することが求められている。

しかしながら、当社における業務の状況は、唯一の事務所を閉鎖し、実態として金融商品取引業が行われていない状況の下、当社監査役は、無登録業者による出資持分の取得勧誘（違法行為）を主体的に行い、当社代表取締役は、当該違法行為に加担しており、金融商品取引業を適確に遂行できる状況になかった。

➤ g社（第二種金融商品取引業者）

【概要（勧告事案）】

当社は、私募の取扱いを行うファンドにおいて、顧客の出資金の一部流用や契約に反する配当が行われるなど投資者保護上の重大な問題のある行為が行われている状況を認識しながら、当該ファンドの私募の取扱いを継続していた。

また、当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の顧客に対し社債の私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社代表取締役が取締役を兼務している適格機関投資家等特例業務届出者（以下「特例業務届出者」という。）が営業者となっている匿名組合出資持分（以下「本件ファンド」という。）に係る私募の取扱いを行っていた。

- 本件ファンド出資金の管理・運用が不適切な状況を知りながら行う勧誘行為〔金商法第 52 条 1 項 9 号〕

特例業務届出者は、顧客からの出資金を、匿名組合契約で定められたとおりに運用せず、他のファンドの解約返戻金や、営業者が発行する社債の利払い、及び関連会社等の事務経費等に流用していた。また、運用で損失が発生しているにもかかわらず、解約の防止を図るため、契約約款に反し、顧客に対し配当を実施していた。

当社は、このように特例業務届出者が、投資者保護上重大な問題がある行為を行っている状況を認識していたにもかかわらず、本件ファンドの私募の取扱いを継続していた。

- 無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況〔金商法第 29 条〕

※ 第 2 - V - 1 参照

➤ h 社（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）

【概要（勧告事案）】

当社は、出資金の流用を知らず、無登録業者に名義貸しを行い、また、合理的な根拠のない配当利回り等を記載したパンフレットを利用してファンドの取得勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

- 無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為等〔金商法第 38 条第 1 号及び第 52 条第 1 項第 9 号〕

当社には、①多数の無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為に加担している状況、②出資金の投資目的以外の用途への使用を認識しながら無登録代理店を利用するなどしてファンドの取得勧誘を継続している状況、③合理的な根拠のない配当利回り等を記載した勧誘パンフレットを利用したファンドの取得勧誘を行っている状況（第 2 - II - 1 参照）が認められた。

- 無登録業者に対する名義貸し〔金商法第 36 条の 3〕

当社は、無登録業者の社員及びその傘下の無登録代理店に対し、当社の商号等が記

載された名刺を使用させるなど、当社の名義において海外ファンド等の取得勧誘を行わせていた。

- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況〔金商法第52条第1項第1号（同法第29条の4第1項第1号ニに該当することとなったとき）〕

当社の代表取締役は、無登録業者や無登録代理店による海外ファンドの取得勧誘が違法であることを認識しながら、その違法行為に加担し、また、自らも違法行為（無登録での社債等の取得勧誘）を行うなどしており、当社には当該代表取締役以外に実質的に役職員がいないことから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

➤ i 社（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）

【概要（勧告事案）】

当社は、適格機関投資家等特例業務を行おうとする者から受け取った資金の一部を、適格機関投資家からの出資であるように装ってファンドへの出資に充てていたほか、名義貸しや法定書面の未交付等の法令違反行為を行っていた。当社は、その業務の多くが法令等遵守意識の著しく欠如した代表取締役一人により処理されており、金融商品取引業を適確に遂行できる状況になかった。

【検査結果の要旨】

- 適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為〔金商法第52条第1項第9号〕

当社は、23の適格機関投資家等特例業務を行おうとする者（以下「特例業務届出希望者」という。）から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、A証券会社（適格機関投資家）の代理人と称するB社に依頼して、A証券会社が当該ファンドに出資することとしていた。しかしながら、実際には、当社及びB社は、当該特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、B社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てており、適格機関投資家であるA証券会社から当該ファンドへの出資は行われていなかった。

- 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況〔金商法第36条の3〕

当社は、適格機関投資家等特例業務届出者が組成、運用するファンドの出資持分の取得勧誘について、当該届出者に対し、当社の名義を用いてこれを行わせていた。

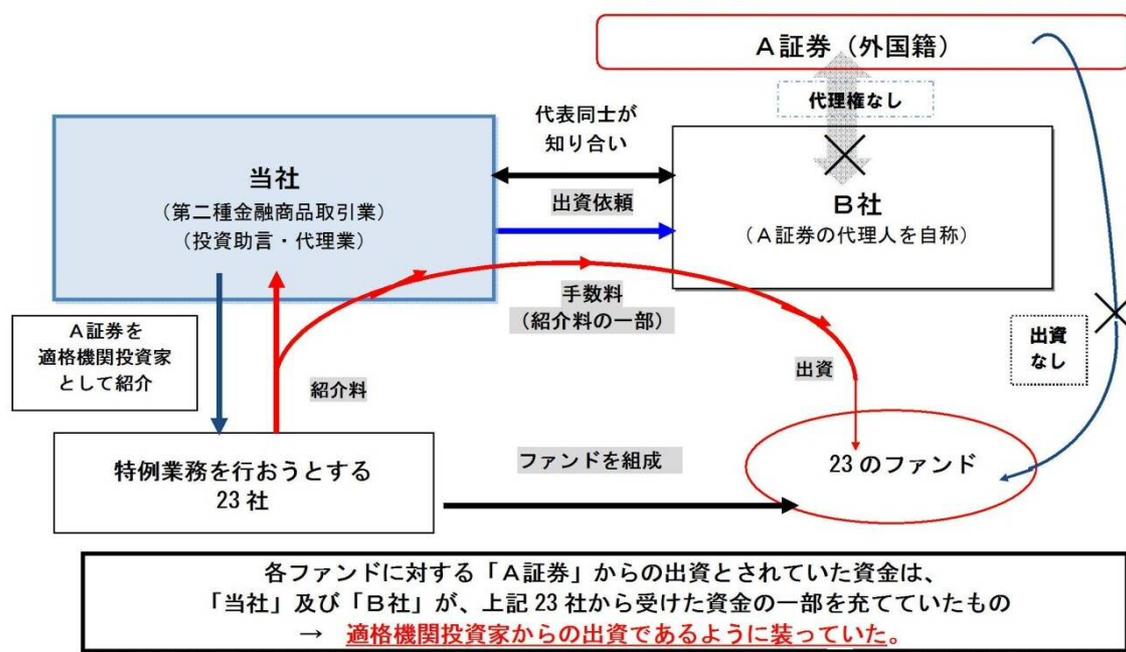
- 法定書面の未交付等〔金商法第31条第1項、第37条の3第1項、第37条の4第1項、第47条及び第47条の2〕

当社は、契約締結前交付書面などの法定書面の未交付等、多くの法令違反が認められる状況となっていた。

- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ニに該当することとなったとき）〕

当社は、その業務の多くが代表取締役一人により主体的に処理されているところ、当該代表取締役は、法令等遵守意識が著しく欠如し、その法令違反行為等が認められる業務によって当社の営業収益のほとんどを上げている。このため、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

【当社が行っていた特例業務届出希望者に対するコンサルタント業について】



（注）本資料は説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

（留意点）

適格機関投資家等特例業務は、適格機関投資家 1 名以上がファンドに出資することが要件とされている。

したがって、特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、適格機関投資家からの出資であるように装ってファンドに出資し、「適格機関投資家等特例業務」の制度を悪用した当社の行為は、投資者保護上重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき（金商法第 52 条第 1 項第 9 号）」に該当する。